

# 第3期 日田市子ども・子育て支援事業計画 (改正案)

～ 第3期“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン ～

大分県日田市

令和8年2月



第1章 計画策定の概要	1
1. 計画の位置付け	1
2. 計画の期間	3
3. 計画の策定体制	4
(1) 日田市子ども・子育て会議の設置	4
(2) ニーズ調査の実施	5
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境	6
1. 人口等の状況	6
(1) 人口の推移	6
(2) 出生数の推移	7
(3) 合計特殊出生率の推移	8
(4) 人口動態	8
(5) 婚姻等の状況	9
(6) 世帯の推移	9
(7) 障がい児数の推移	10
2. 子ども・子育てを取り巻く環境	11
(1) 保育園の状況	11
(2) 認定こども園の状況	11
(3) 放課後児童健全育成事業の状況	12
(4) こどもの居場所づくり補助金交付事業(子ども食堂等)の状況	12
(5) 児童手当及び児童扶養手当の支給状況	13
(6) こども家庭相談室における相談状況	13
3. 第2期計画期間における地域子ども・子育て支援事業の状況	14
4. ニーズ調査の結果概要	18
(1) 就学前ニーズ調査の結果	18
(2) 小学生ニーズ調査の結果	30
第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開	36
1. 基本理念	36
2. 基本目標	37
3. 施策体系	39
4. 計画を推進するための施策の展開	40

(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現 .....	40
(2) 幼児期の教育・保育の充実 .....	41
(3) 地域における子ども・子育ての支援 .....	42
(4) 特に専門的な知識及び技術を要する支援の推進 .....	43
(5) 経済的な支援の推進 .....	44
第4章 教育・保育提供区域の設定及びニーズ量推計の考え方 .....	46
1. 教育・保育提供区域の考え方 .....	46
2. 教育・保育提供区域の設定 .....	46
3. ニーズ量の推計 .....	48
(1) ニーズ量の推計の基本的な考え方 .....	48
(2) 認定区分 .....	50
(3) 保育の必要性の認定 .....	50
第5章 教育・保育施設の充実 .....	51
1. 教育・保育のニーズ量の見込みと提供量及び実施時期 .....	51
2. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	53
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 .....	53
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	55
1. ニーズ量の見込み、提供量(確保内容)及びその実施時期 .....	55
利用者支援事業(子育てサービス利用者支援事業) .....	55
延長保育事業 .....	56
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) .....	57
子育て短期支援事業(施設入所委託事業) .....	63
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) .....	63
養育支援訪問事業 .....	64
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター、チャイルドプラザ) .....	64
一時預かり事業 .....	65
病児保育事業 .....	66
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) .....	66
妊婦健康診査(妊婦健康診査事業) .....	67
実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	68
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 .....	68
子育て世帯訪問支援事業 .....	68

児童育成支援拠点事業 .....	69
妊婦等包括相談支援事業（妊婦のための支援給付交付金事業） .....	69
産後ケア事業 .....	70
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） .....	70
第7章 計画の推進体制 .....	71
1. 関係機関との連携 .....	71
2. 家庭・地域・事業者・行政の役割 .....	72
3. 計画の達成状況の点検・評価 .....	73
第8章 資料編 .....	74

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画の位置付け

本市の「第2期日田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度を以てその計画期間を終了することを受けて、「第3期日田市子ども・子育て支援事業計画～第3期“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン～」(以下、「本計画」という。)を策定します。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項(※1)の規定に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、本計画は、「日田市総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の上位計画である「日田市地域福祉計画」(※2)との整合を図りながら、市が策定したさまざまな計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。

### (※1) 子ども・子育て支援法(抜粋)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

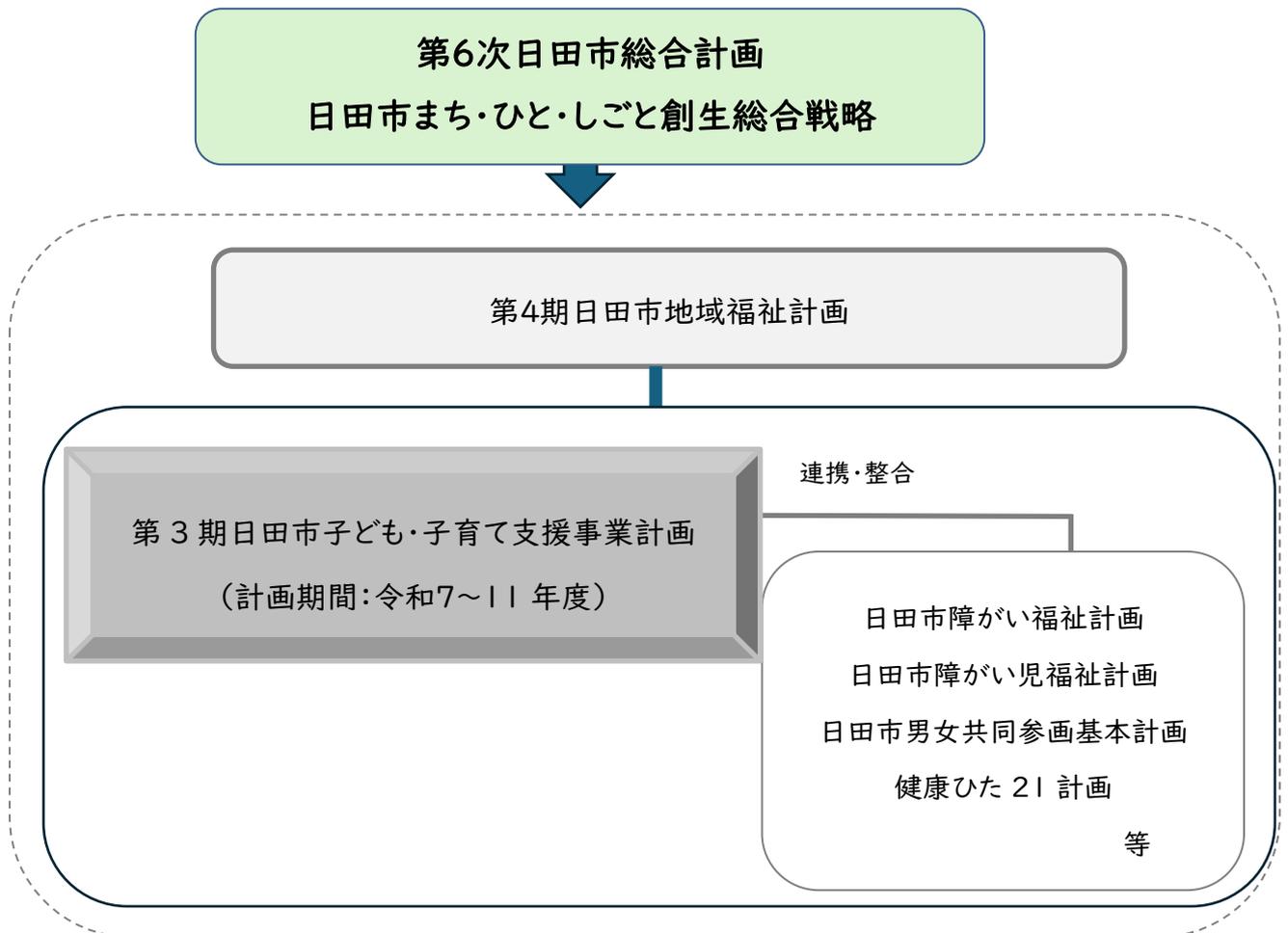
三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 (略)

(※2) 社会福祉法第107条第1項の規定に基づき、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載した計画となっており、現行の第4期計画は令和7年度を始期とする5ヶ年の計画となっています。

◇計画の位置付け(イメージ)◇



## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。

なお、社会情勢の変化等の状況に応じて、計画の期間内においても適宜見直しを行うものとします。

### ◇計画の期間◇

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計画	第2期日田市子ども・子育て支援事業計画									
						第3期日田市子ども・子育て支援事業計画				

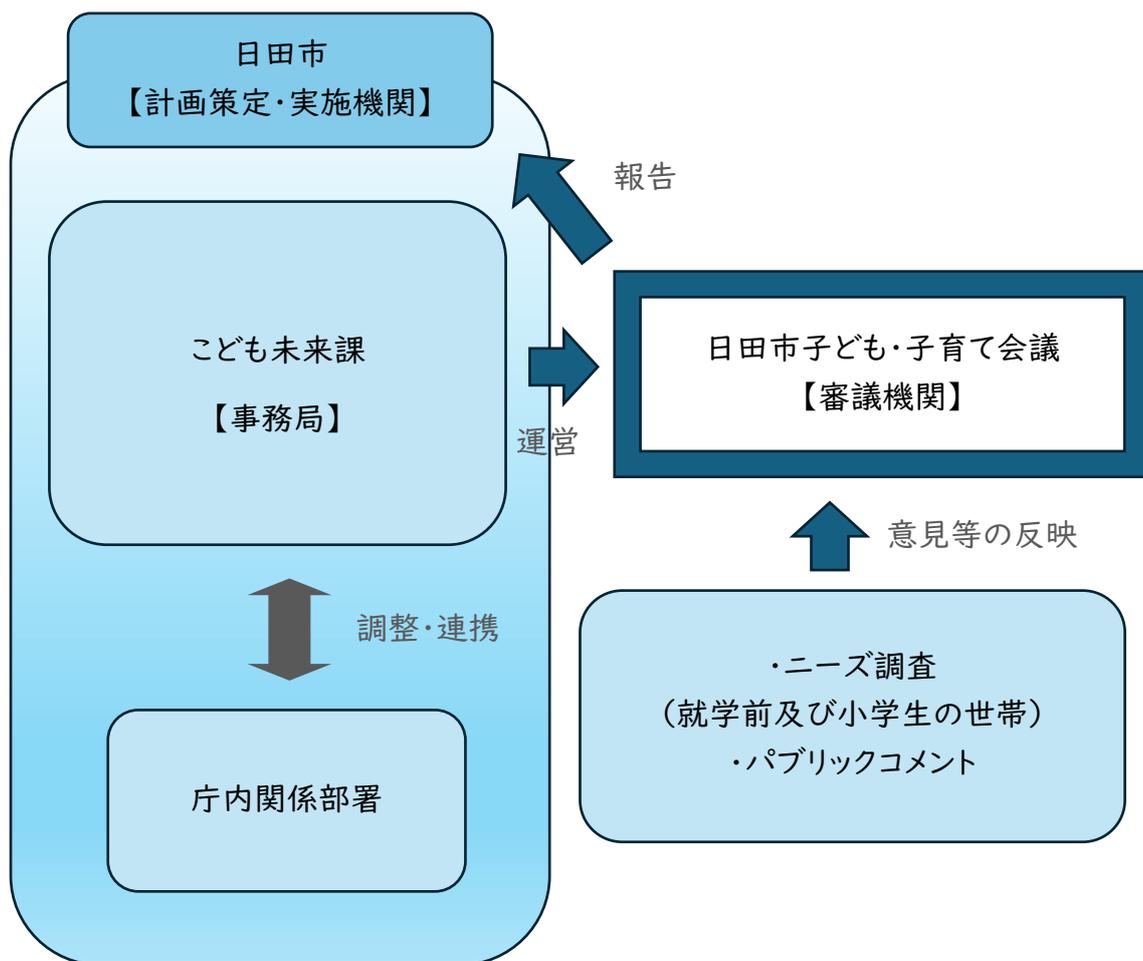
(注)第3期計画の策定に当たっては、段階的に、令和7年3月に「子ども・子育て支援法」に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」において定めなければならないとされている必須事項（教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数など）についてのみ見直しを行った後、令和8年3月に、第3章の「計画の基本的な考え方と施策の展開」を中心に、同年4月に創設を予定している「こども総合局」（仮）等の記載を含めて追加を行いました。

### 3. 計画の策定体制

#### (1) 日田市子ども・子育て会議の設置

審議機関として、子育て中の保護者や教育・保育施設の関係者、学識経験者等で構成する「日田市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査やパブリックコメントの意見等を踏まえて審議した後、計画を策定しました。

◇計画の策定体制◇



## (2) ニーズ調査の実施

本市の子育て支援に関するニーズを把握するため、就学前児童及び小学生のいる保護者を対象に、住民基本台帳より無作為に抽出し、「日田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」(令和6年2~3月)を実施しました。

### ◇ニーズ調査実施概要◇

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前	1,200	郵送 315 WEB 155	39.2%
	小学生	1,200	郵送 326 WEB 186	42.7%
調査期間	令和6年2月19日(月)~令和6年3月5日(火)			
調査方法	郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式			
調査目的	令和6年度までを計画期間とする、「第2期日田市子ども・子育て支援事業計画」を改定し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする新たな計画の策定に当たり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握する。			

## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

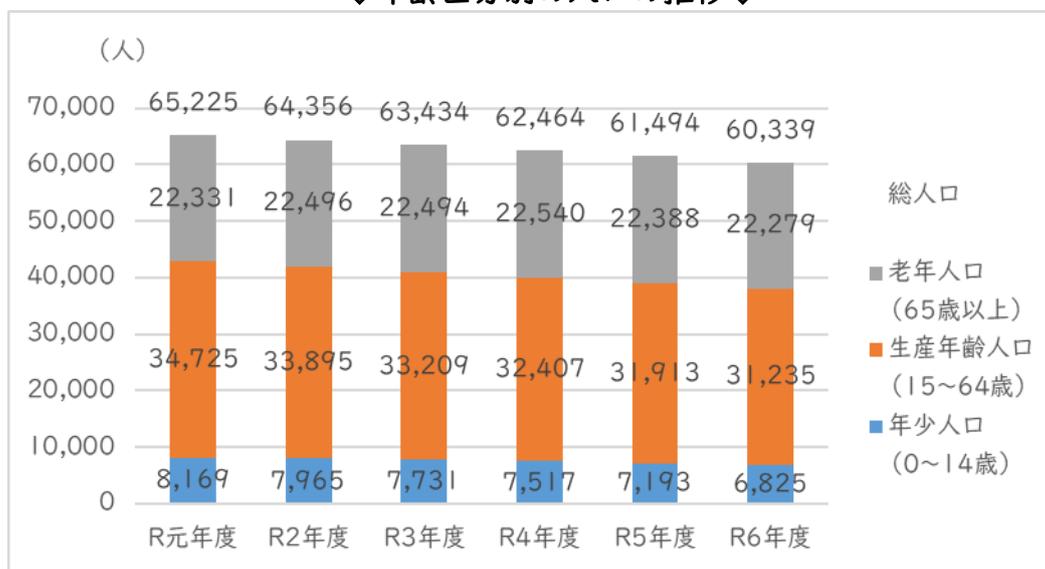
### 1. 人口等の状況

#### (1) 人口の推移

令和元年度から令和6年度までの総人口をみると、減少傾向で推移しており、令和6年度は60,339人となっています。年齢区別の人口でみると、年少人口(0~14歳)は、年々、減少の傾向にあり、令和6年度は6,825人となっています。

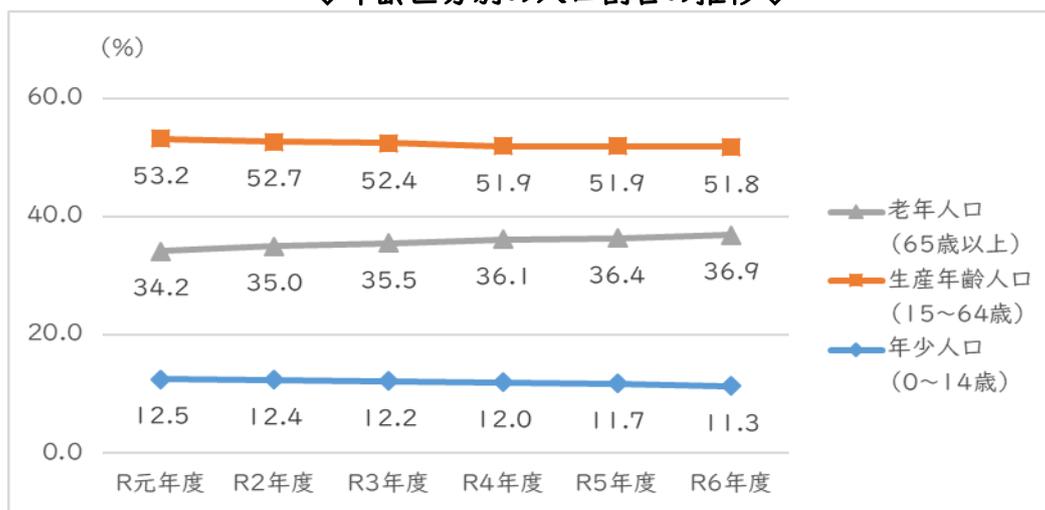
また、その割合についても、減少傾向にあり、令和6年度は11.3%となっています。

◇年齢区別の人口の推移◇



資料:住民基本台帳人口

◇年齢区別の人口割合の推移◇

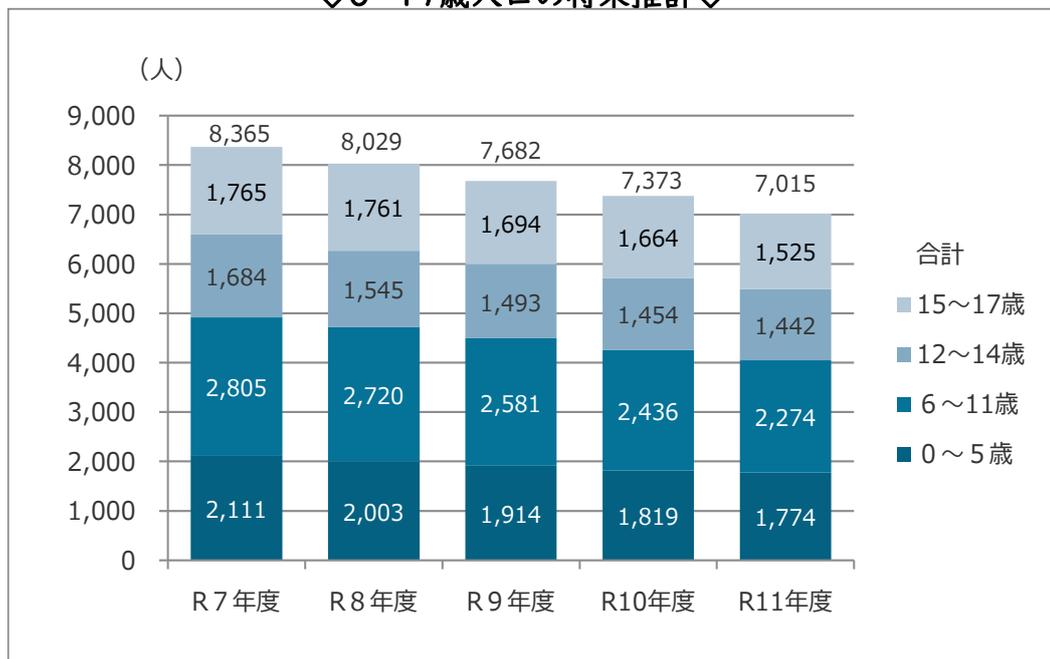


資料:住民基本台帳人口

※端数処理の関係で合計が100%とならない場合がある。

なお、令和7年度以降、令和11年度までの0～17歳人口の将来推計をみると、今後、減少傾向で推移し、特に6～11歳の人口を見ると、他の年代と比べて、最も減少幅が大きいことが見込まれます。

◇0～17歳人口の将来推計◇

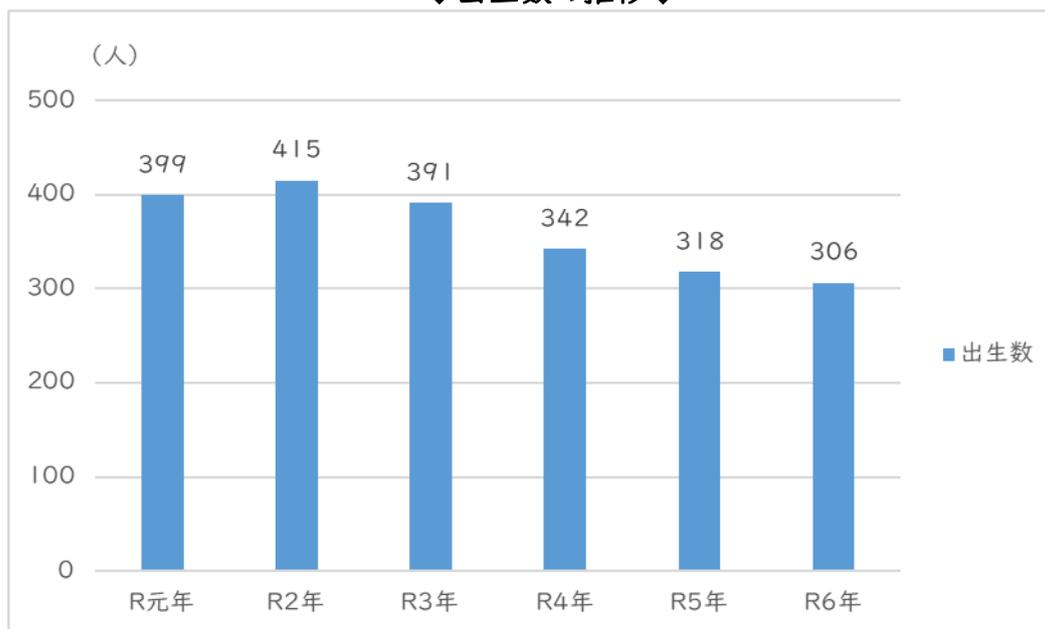


資料：住民基本台帳人口に基づく推計

(2) 出生数の推移

令和元年以降の出生数をみると、令和2年に増加したものの、令和3年から減少に転じており、令和6年には306人となっています。

◇出生数の推移◇

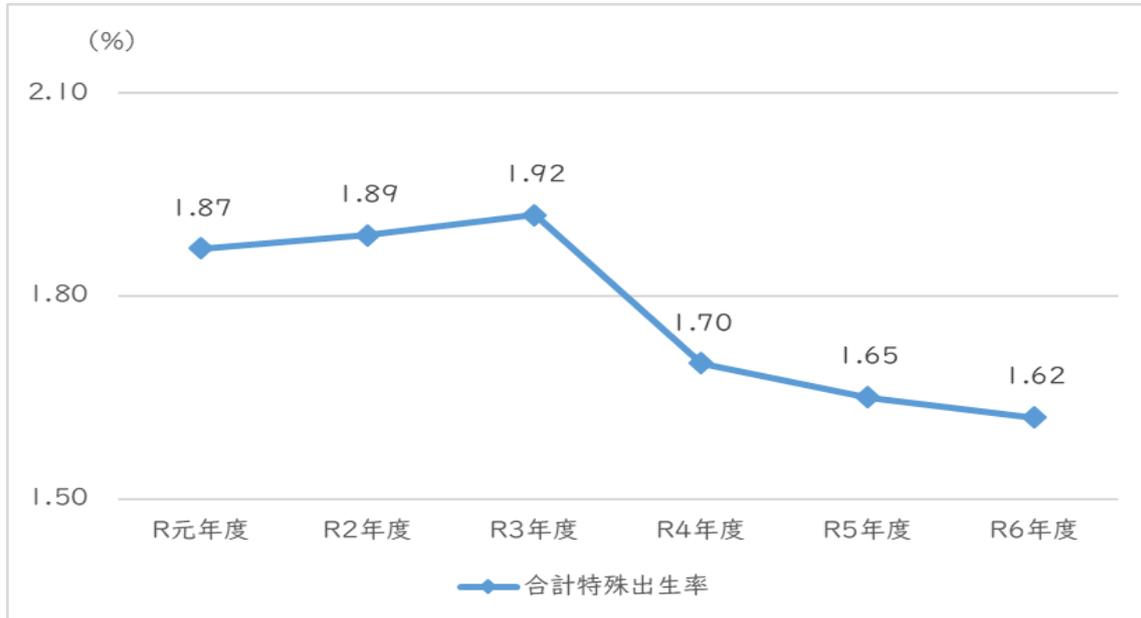


資料：大分県人口動態統計(各年1月1日～12月31日)

### (3) 合計特殊出生率の推移

令和元年度以降の合計特殊出生率をみると、緩やかながらも増加傾向で推移していたものの、令和4年度から減少に転じ、令和6年度には1.62%となっています。

◇合計特殊出生率の推移◇

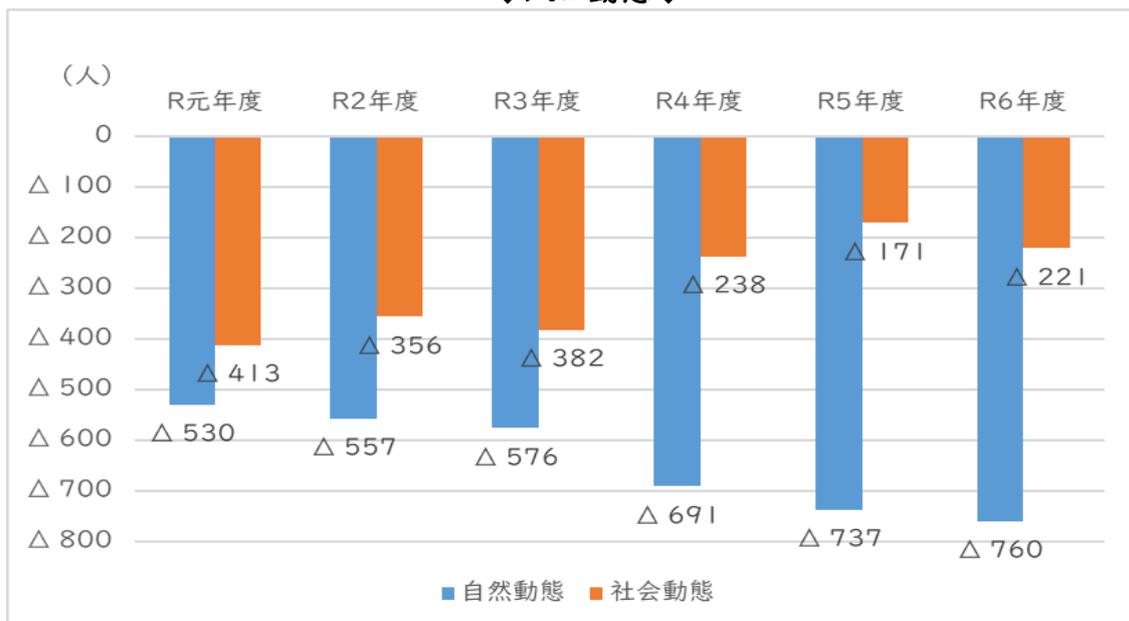


資料：大分県 市町村別合計特殊出生率の推移

### (4) 人口動態

令和元年度以降の人口動態を動態別（自然動態、社会動態）にみると、いずれも減少の値で推移しており、令和6年度は、自然動態が△760人、社会動態が△221人となっています。

◇人口動態◇

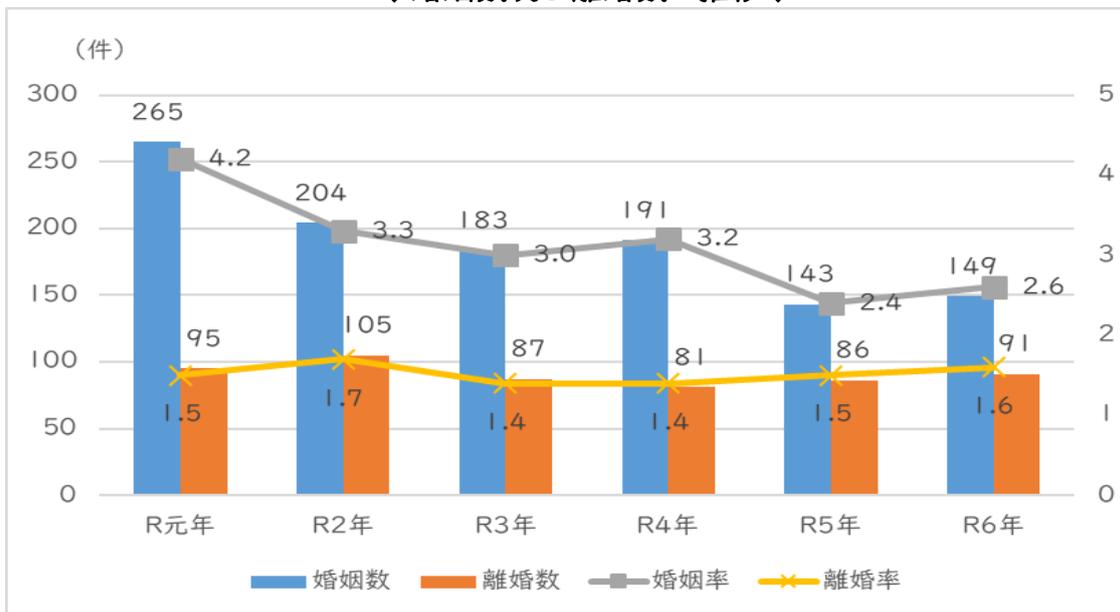


資料：大分県の人口推計報告書

## (5) 婚姻等の状況

令和元年以降の婚姻数及び離婚数をみると、毎年、婚姻数が離婚数を上回って推移しており、令和6年における婚姻率は2.6%と、離婚率は1.6%となっています。

### ◇婚姻数及び離婚数の推移◇

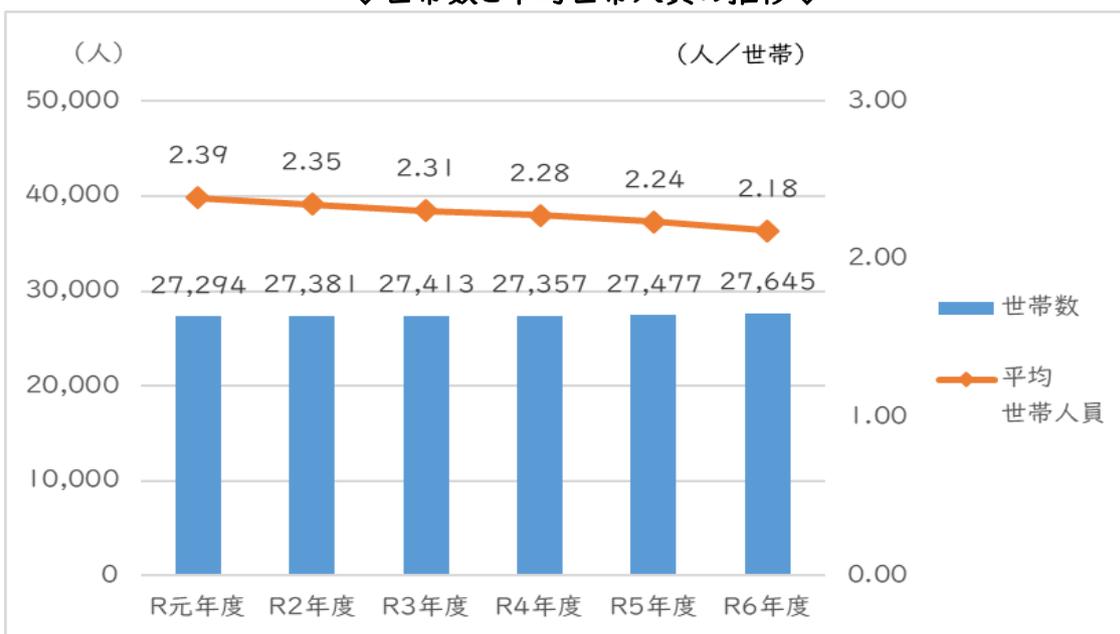


資料:大分県人口動態総覧(各年1月1日~12月31日)

## (6) 世帯の推移

令和元年度以降の世帯数及び平均世帯人員をみると、世帯数は概ね横ばいで推移し、令和6年度は27,645世帯となっており、平均世帯人員は減少傾向で推移し、令和6年度は2.18人となっています。

### ◇世帯数と平均世帯人員の推移◇

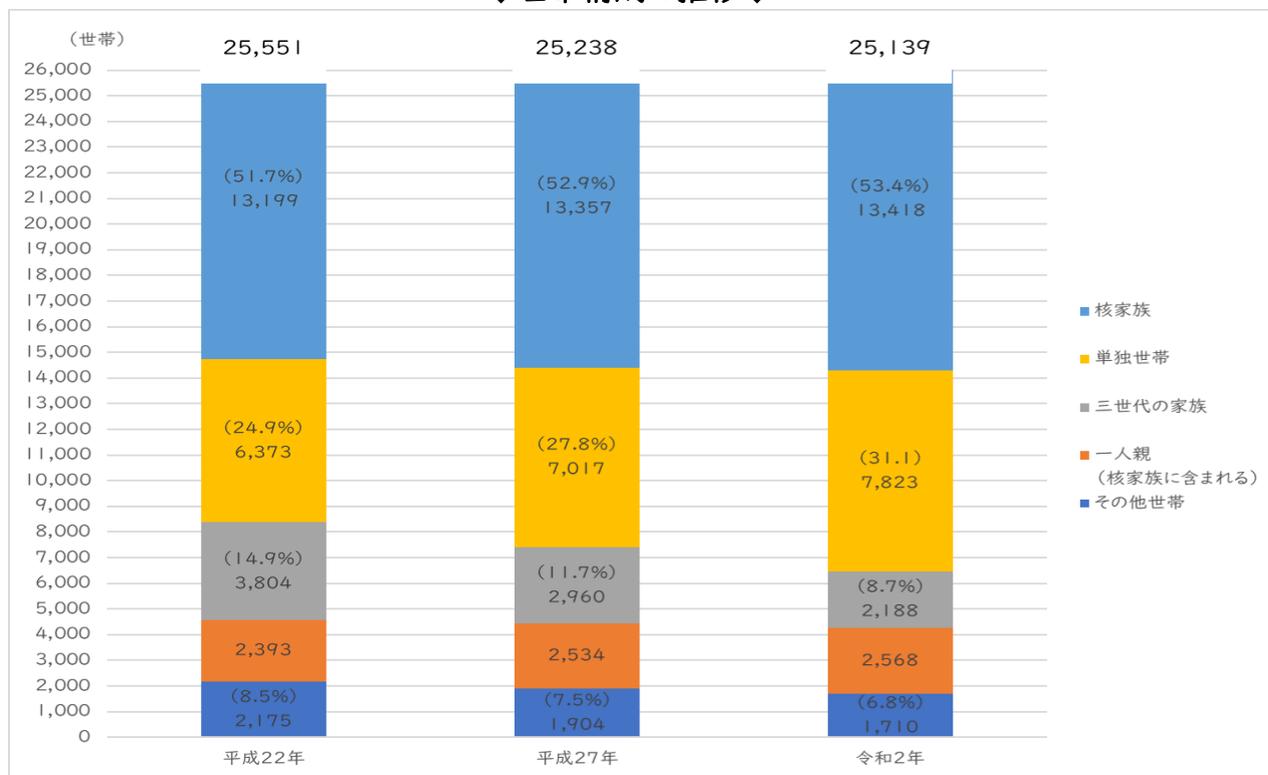


資料:住民基本台帳(各年度10月1日時点)

平成22年から令和2年までの5年間ごとの世帯数を、世帯構成別にみると(注)、令和2年の「三世代の家族」の世帯数及びその割合は、平成22年と比べて、大きく減少している一方で、「核家族」(夫婦のみの世帯及び夫婦と未婚の子のみの世帯)の世帯数及びその割合は、増加の傾向にあります。

(注) 国勢調査による世帯数。

### ◇世帯構成の推移◇

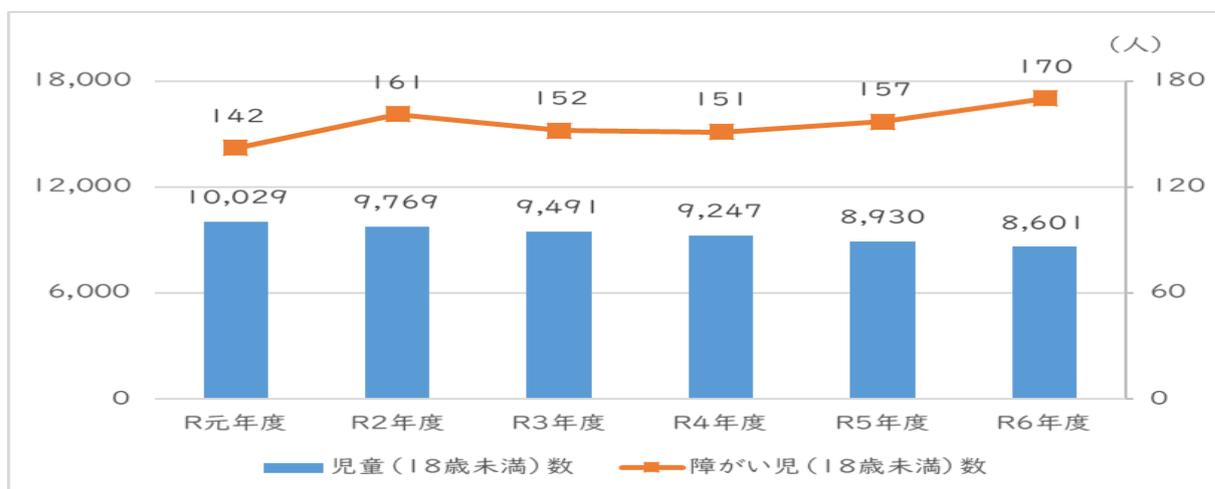


資料: 国勢調査

### (7) 障がい児数の推移

令和元年度以降において、年々、児童数が減少傾向にある中、障がい児数は令和6年度において、令和元年度と比べると20%弱増加しており、170人となっています。

### ◇障がい児数の推移◇



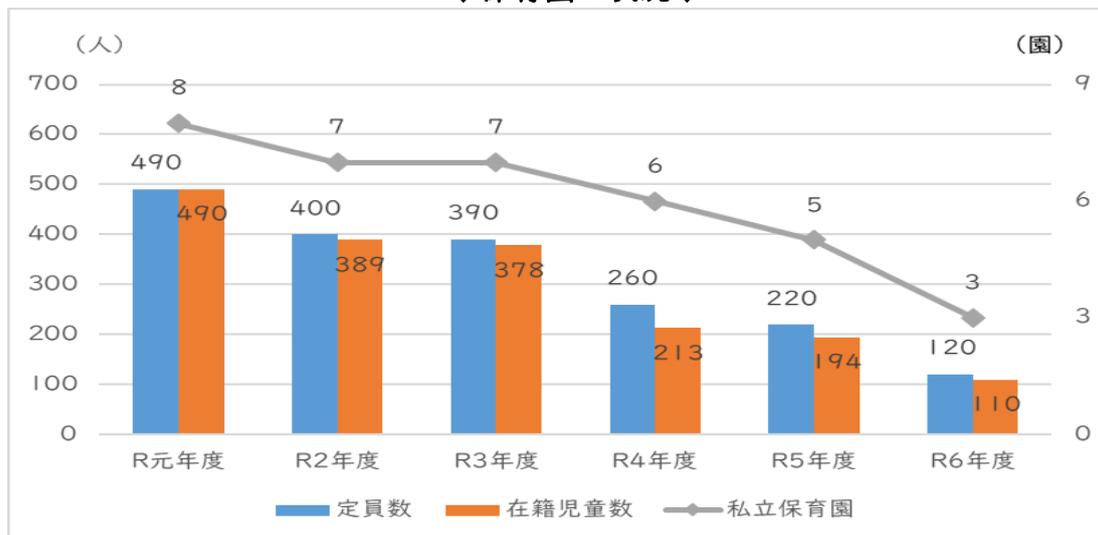
資料: 社会福祉課作成資料(各年度3月31日時点)

## 2. 子ども・子育てを取り巻く環境

### (1) 保育園の状況

保育園は私立による設置のみとなっており、令和元年度以降において、保育園の数、定員数及び在籍児童数はいずれも減少傾向で推移しています。令和6年度において、保育園の数は3園となっており、定員数は120人、在籍児童数は110人となっており、待機児童は発生していません。

◇保育園の状況◇

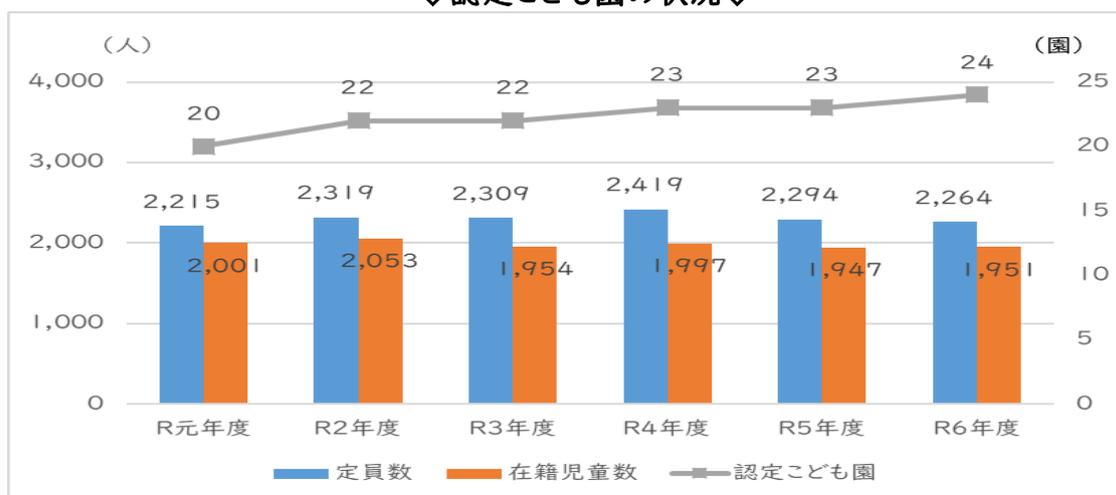


資料:特定教育・保育施設月別入所児童数(各年度10月1日時点)

### (2) 認定こども園の状況

令和元年度以降の認定こども園の数は、概ね増加傾向で推移しており、令和6年度において、認定こども園の数は24園となっており、定員数は2,264人、在籍児童数は1,951人となっており、待機児童は発生していません。

◇認定こども園の状況◇



資料:特定教育・保育施設月別入所児童数(各年度10月1日時点)

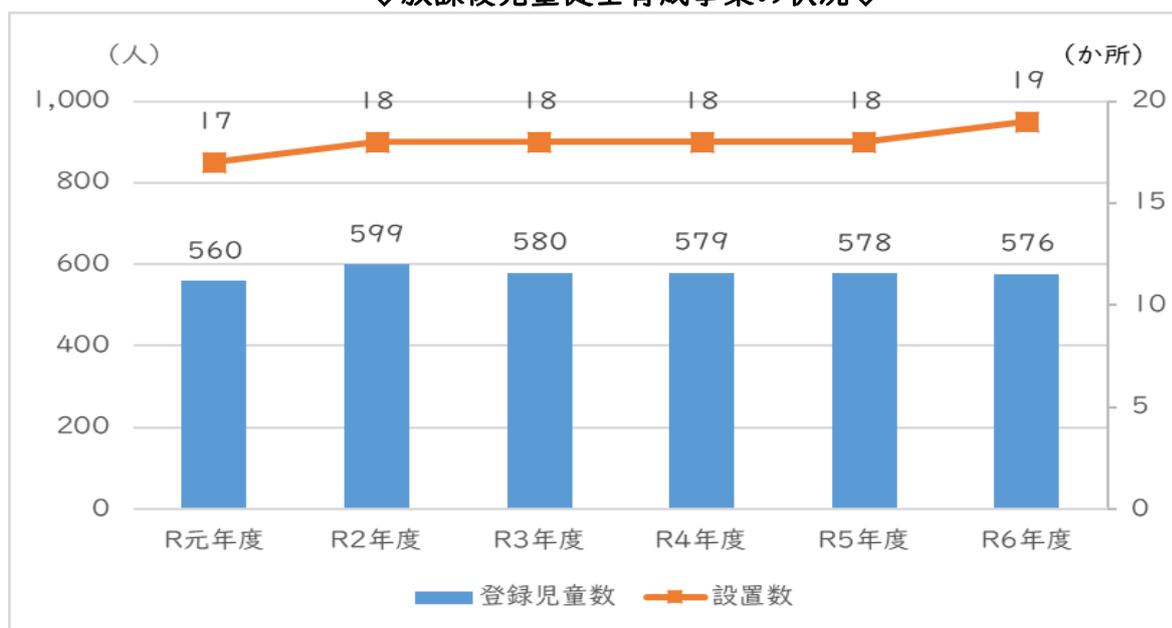
※ 幼稚園については、平成27年度からすべて認定こども園に移行しています。

### (3) 放課後児童健全育成事業の状況

放課後児童健全育成事業を行う「放課後児童クラブ」の設置数及び登録児童数については、令和元年度以降、児童数が年々減少する中で、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度では、19か所の児童クラブを設置しており、登録児童数は576人となっています。

なお、令和6年度においては、児童クラブの設置要件（場所と人員体制）を満たしていませんでしたが、その後、令和7年度において、本要件を満たすことになったため、設置されている校区もあります。

◇放課後児童健全育成事業の状況◇

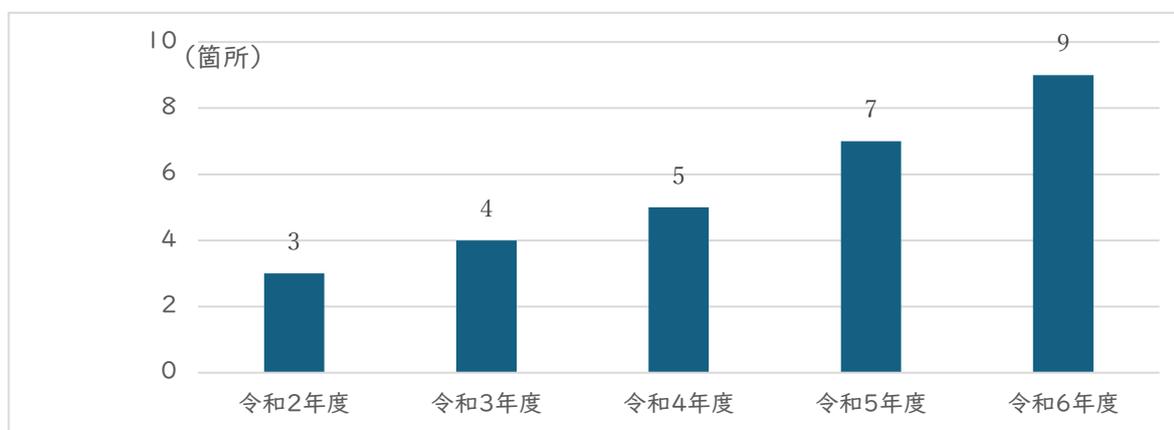


資料：児童クラブ契約実績（各年度4月1日時点）

### (4) こどもの居場所づくり補助金交付事業（子ども食堂等）の状況

子どもの安心・安全な居場所の整備に向けて、令和2年度から民間団体が実施する子ども食堂等の運営に対する補助を行っており、令和6年度において支援している子ども食堂等は9箇所となっています。

◇市が支援している子ども食堂等の箇所数◇



資料：こども家庭相談室作成資料（各年度3月31日時点）

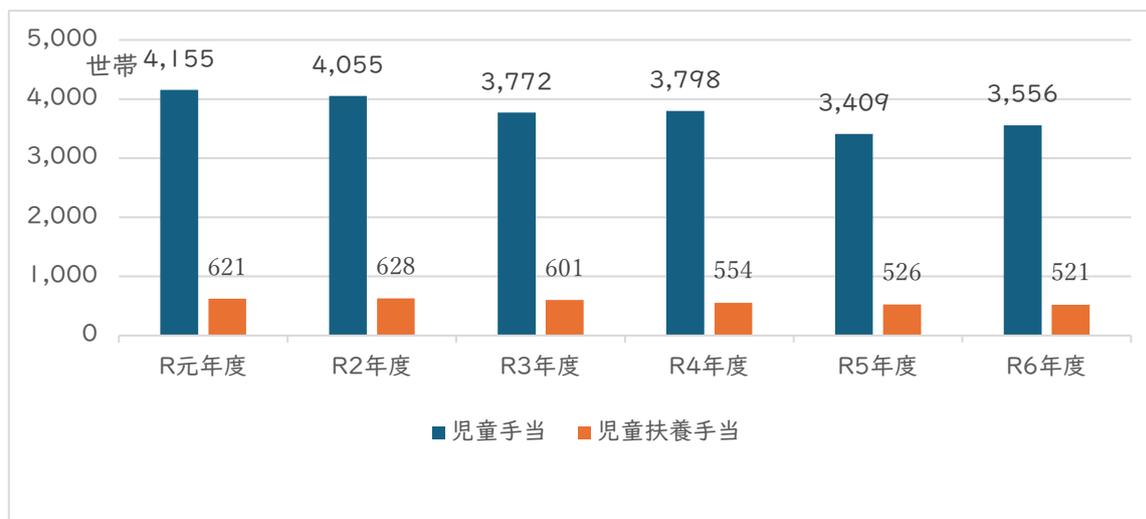
### (5) 児童手当及び児童扶養手当の支給状況

令和元年度以降の児童手当の支給世帯数をみると、児童数の減少に伴い、支給世帯数は減少の傾向にありましたが、令和6年度に制度の拡充(注)が行われたことにより、増加に転じ、3,556世帯となっています。

児童扶養手当については、年々減少しており、令和6年度においては521世帯となっています。

(注) 児童手当については、令和6年10月から所得制限の撤廃、支給対象の高校生年代までの引き上げ等、制度が拡充した。

#### ◇児童手当及び児童扶養手当の支給状況◇

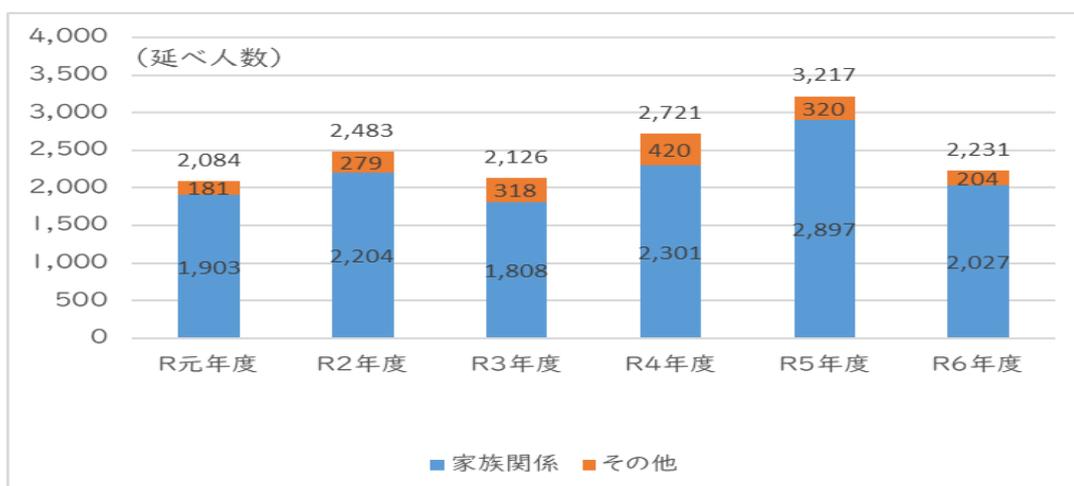


資料:こども家庭相談室作成資料(各年度3月31日時点)

### (6) こども家庭相談室における相談状況

こども家庭相談室における相談件数は、令和6年度において2,231件となっています。相談事由別にみると、「家族関係」がそのほとんどの割合を占めており、令和6年度における相談件数は2,027件(91%)となっています。

#### ◇こども家庭相談室における相談状況◇



資料:こども家庭相談室作成資料(各年度3月31日時点)

### 3. 第2期計画期間における地域子ども・子育て支援事業の状況

令和2年度から令和6年度までの第2期計画期間における地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとの実績と評価、課題等は以下のとおりです。

1 利用者支援事業						こども未来課 子育て支援係
事業の実績	・実施箇所：1カ所 ・利用者支援専門員：1名					
		R2	R3	R4	R5	R6
	相談件数	823件	741件	807件	703件	570件
<b>現行計画の評価・現在抱えている課題</b>						
様々な子育てサービスがある中、保護者にとって最適な子育てサービスを利用できるよう、利用者支援専門員が保護者のニーズに沿った情報の提供や支援が実施できています。						

2 延長保育事業						こども未来課 子育て支援係
事業の実績		R2	R3	R4	R5	R6
	利用保護者数 ・短時間認定	4,386人	4,906人	6,307人	7,279人	9,127人
	・標準時間認定	5,733人	4,004人	3,128人	2,437人	2,255人
	(実施園数)	(17園)	(15園)	(14園)	(15園)	(14園)
	合計	10,119人	8,910人	9,435人	9,716人	11,382人
<b>現行計画の評価・現在抱えている課題</b>						
短時間認定(8時間)後の延長事業については、市内の全園において実施しており、標準時間認定(11時間)後の延長保育事業については、市内14園で実施しており、保護者の就労形態に応じた提供を行っています。						

3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)										こども未来課 子育て政策係
事業の実績	[全体]									
		R2	R3	R4	R5	R6				
	登録児童数	599人	580人	579人	578人	576人				
	[R6実績]									
	登録児童数	咸宜	桂林	日隈	若宮	三芳	高瀬	光岡	朝日	三和
	97人	44人	50人	28人	48人	27人	85人	18人	56人	
	48									
登録児童数	有田	小野	大明	石井	前津江	津江	大山	東溪	いつま	
	38人	-	22人	14人	10人	18人	-	12人	9人	
※ひたっ子放課後児童クラブは、咸宜児童クラブと光岡児童クラブの登録児童数に計上										
<b>現行計画の評価・現在抱えている課題</b>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブについては、従前、保護者主体による運営がなされていたため、保護者にとって負担となっていたことや、役員が毎年入れ替わるため安定的な運営が困難となっていたことから、こうした課題を解消するため、令和6年度から段階的に、クラブ運営を公民館運営事業団に移行しています。</li> <li>市内中心部のクラブにおいては、定員を超えた利用ニーズがあることから保育スペースが不足しているため、受け入れ体制の拡大を図っていく必要があります。</li> <li>また、クラブを設置していない一部の地区(小野地区、大山地区)においても、設置要件(登録児童数が10人以上)に満たないものの、利用ニーズがあることから、児童クラブに代わる対応の必要があります。</li> </ul>										

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)						子ども家庭相談室 子ども家庭相談係
事業の実績	・利用実績(人日) ※「人数」×「日数」					
		R2	R3	R4	R5	R6
	ショートステイ	23	31	65	138	127
	トワイライトステイ				15	43
・令和4年3月「児童家庭支援センター陽」が開設。 5年2月「子ども第三の居場所、日田ひなた拠点」が開設。 ・本事業は、上記施設を運営する社会福祉法人への委託により実施。						
現行計画の評価・現在抱えている課題						
家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、個々の状況に対応した支援が実施できています。						

5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)						健康保険課 健康支援係
事業の実績		R2	R3	R4	R5	R6
	実績	410人	457人	329人	329人	288人
	市保健師数	209人	301人	275人	324人	246人
	在宅保健師	201人	156人	54人	5人	42人
現行計画の評価・現在抱えている課題.						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師が関係機関や関係する認定子ども園等との連携により、すべての家庭に訪問できており、子どもの健やかな発育発達や保護者の育児支援につながっています。</li> <li>・近年、早期に訪問を希望する家庭や妊娠中から継続した支援が必要な家庭における課題は多様化していることから、関係部署や医療機関等とのより緊密な連携が不可欠となっています。</li> </ul>						

6 養育支援訪問事業						健康保険課 健康支援係
事業の実績	上記の5乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)により、家庭の状況の把握と合わせて、養育に関する支援が必要な場合には指導や助言を実施。					
現行計画の評価・現在抱えている課題.						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師による乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)をとおして家庭の状況を把握することで、必要に応じ、各関係機関と連携した支援を行っています。</li> </ul>						

7 地域子育て支援拠点事業						こども未来課 子育て政策係
事業の 実績		R2	R3	R4	R5	R6
	ひのくま 子育て支援センター	2,024 人	2,297 人	1,998 人	2,251 人	1,874 人
	丸の内子育て支援セ ンター	3,956 人	3,446 人	4,017 人	5,282 人	5,097 人
	チャイルドプラザ	2,907 人	3,190 人	3,028 人	3,382 人	2,298 人
	合計	8,887 人	8,933 人	9,043 人	10,915 人	9,269 人
<b>現行計画の評価・現在抱えている課題</b>						
子育て中の親子の交流や育児相談ができる場の提供を行っているが、最近では、少子化や核家族化の進展、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴い、利用者から子育て中の親の孤独感や不安の声を多く聞くようになってきています。						

8 一時預かり事業						こども未来課 子育て支援係
事業の 実績		R2	R3	R4	R5	R6
	一般型	2,623 人	2,622 人	3,519 人	2,176 人	1,834 人
	幼稚園型	85,241 人	84,026 人	80,531 人	84,329 人	93,556 人
<b>現行計画の評価・現在抱えている課題</b>						
<p>&lt;一般型&gt; 子育て家庭の一時的な保育ニーズに合わせた受け入れができています。</p> <p>&lt;幼稚園型&gt; 保護者の就労形態の多様化に伴い、預かりのニーズは高い傾向にあるため、引き続き、実施する認定こども園における教育時間終了後の受入れについて、園の人員体制の確保が必要です。</p>						

9 病児保育事業						こども未来課 子育て支援係
事業の 実績		R2	R3	R4	R5	R6
	日田中央病院 (病児保育)	103 人	237 人	238 人	266 人	285 人
	丸の内こども園 (病後児保育)	0 人	12 人	2 人	2 人	0 人
	おおやまこども園 (病後児保育)	0 人	7 人	6 人	13 人	1 人
	合計	103 人	256 人	246 人	281 人	286 人
<b>現行計画の評価・現在抱えている課題</b>						
保護者の働き方の変化とともに、保育ニーズも多様化する中、病児保育については、ICTの導入により利用しやすい環境整備を図っており、必要な保育サービスの提供ができています。一方で、病気の回復期に利用する病後児保育については、保護者からのニーズがそれほど見られず、実績が低調となっていることから、令和7年度限りで事業は廃止予定です。						

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)						こども未来課 子育て政策係			
事業の実績			利用件数(件)						
		まかせて 会員(名)	おねがい 会員(名)	保育施設 等への送り	保育施設 等への迎え	一時預かり (保育園等の休 みの時を含む)	病後児等 の預かり	その他	合計
	令和2年度	93	167	2	0	10	0	0	12
	令和3年度	91	167	16	0	16	0	0	32
	令和4年度	89	127	47	0	4	0	0	51
令和5年度	89	133	164	4	13	0	0	181	
※令和6年度は未実施。									

#### 現行計画の評価・現在抱えている課題

- ・ ニーズ量そのものは、決して多くはないものの、認定こども園等での一時預かりを利用できない時間帯での利用や、顔なじみの「まかせて会員」に保育をお願いしたいなど一定のニーズは見られるところであり、こうしたケースに柔軟に対応しています。
- ・ 「おねがい会員」と「まかせて会員」との間のマッチングに一定の時間を要するため、急な困りへの対応が難しい場合があることが課題です。

11 妊婦健康診査						健康保険課 健康支援係
事業の実績		R2	R3	R4	R5	R6
	交付人数	391人	349人	333人	315人	270人
	健診回数	5,263回	4,580回	4,471回	4,229回	3,696回

#### 現行計画の評価・現在抱えている課題

健康診査受診票を交付した妊婦については、転居等、受診を要しなくなった場合を除き、必要な健康診査に使用されていることから、異常の早期発見、早期治療につながっているとともに、支援が必要な場合には、医療機関と連携を取り、安心して出産・育児ができるよう支援することができています。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業						こども未来課 子育て支援係
事業の実績		R2	R3	R4	R5	R6
	給付者数	1人	0人	0人	0人	1人
	給付額	26,550円	0円	0円	0円	2,000円

#### 現行計画の評価・現在抱えている課題

生活保護世帯に対しては、教材費・行事費について、低所得者世帯に対しては、副食材料費について、定額、助成しています。対象世帯は一定数いるものの、実際に給付できていない現状があるため、必要に応じて対象世帯に対し、ケースワーカー等と連携し、引き続き申請手続の勧奨を行っていきます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		こども未来課 子育て支援係
事業の実績	※対象施設はありません	

## 4. ニーズ調査の結果概要

〈ニーズ調査の結果についての注意点〉

- 各設問の比率は無効回答を除く比率です。
- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
- 図表中の「n」（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者）を表します。

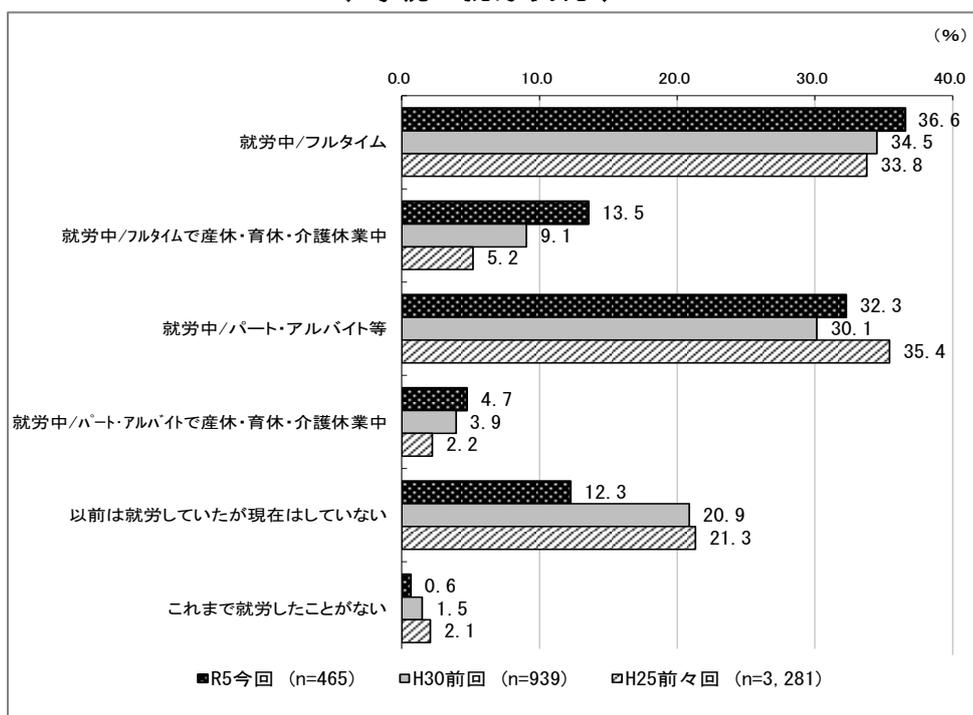
### (1) 就学前ニーズ調査の結果

◇ 保護者の就労状況について

#### 【保護者の現在の就労状況】

母親の就労状況は、前回、前々回調査と比較すると、「就労中/フルタイム」及び「就労中/フルタイムで産休・育休・介護休業中」の割合は増加しています。また、「以前は就労していたが現在はしていない」割合が、前回調査と比べると大きく減少しています。

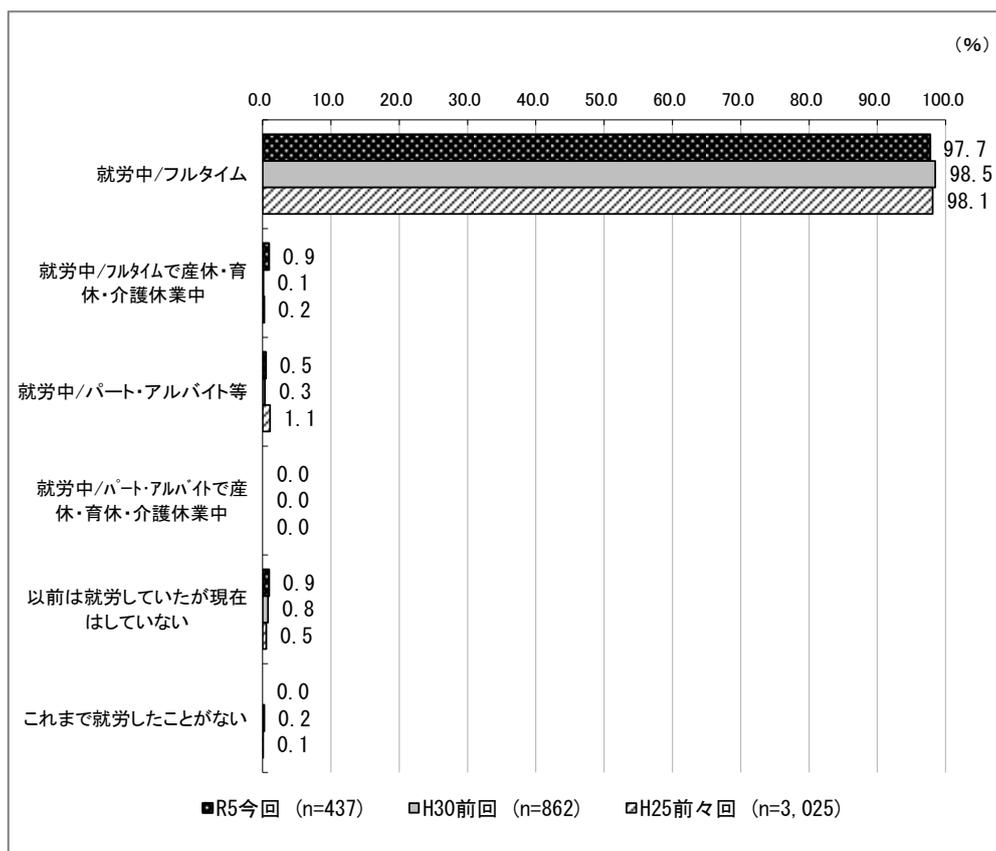
#### ◇母親の就労状況◇



資料：就学前ニーズ調査結果より

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が97.7%で最も高く、前回、前々回調査と比較しても、大きな変化はみられません。

### ◇父親の就労状況◇

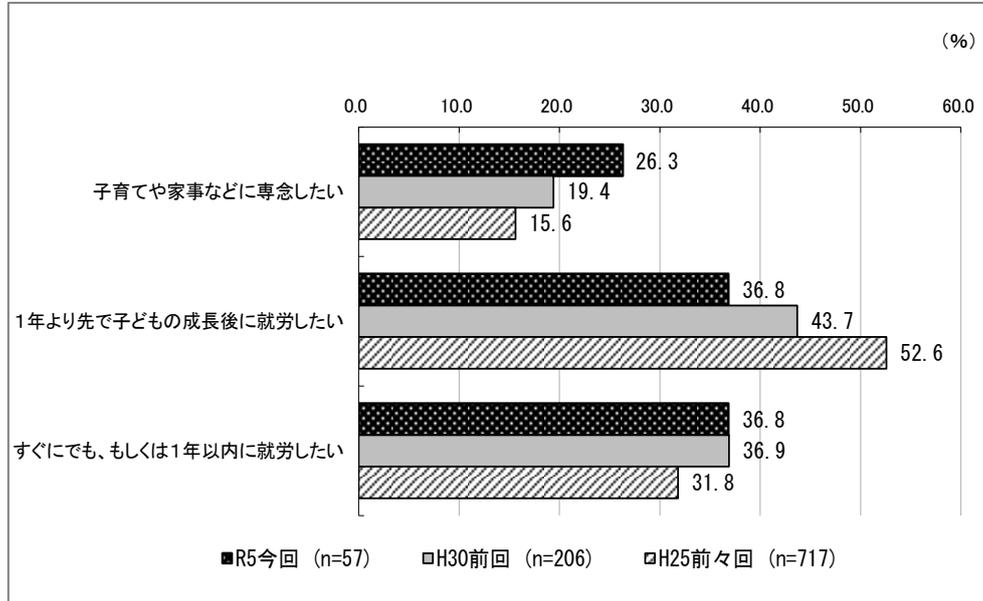


資料：就学前ニーズ調査結果より

【就労していない母親の今後の就労意向】

就労していない母親の今後の就労意向は、前々回調査では「1年より先で子どもの成長後に就労したい」の割合が52.6%を占めていましたが、今回調査では36.8%に減少しています。一方で、「子育てや家事など専念したい」は前々回調査と比較して10%以上の増加が見られ、26.3%となっています。

◇就労していない母親の今後の就労意向◇



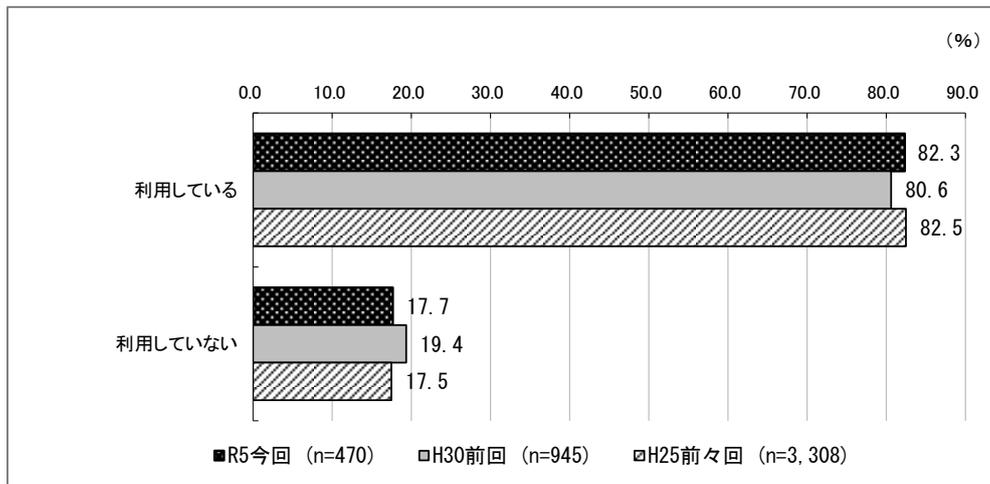
資料：就学前ニーズ調査結果より

☆ 教育・保育事業の利用について

【子どもの「日中の定期的な教育・保育事業」の利用状況】

子どもの「日中の定期的な教育・保育事業（認定こども園等）」は、「利用している」の割合が82.3%と最も高くなっており、前回、前々回調査と比較しても、大きな変化はみられません。

◇子どもの「日中の定期的な教育・保育事業」の利用状況◇

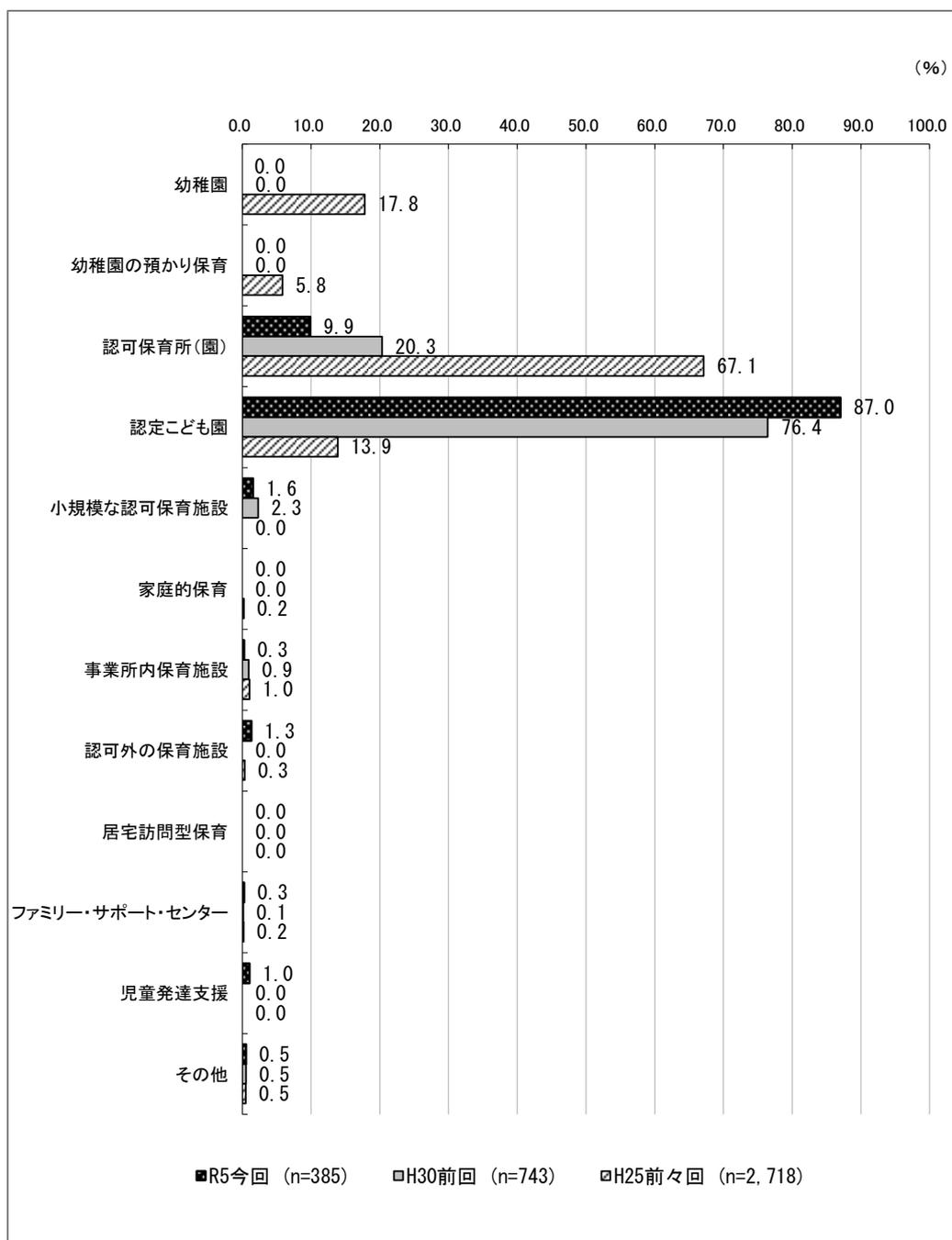


資料：就学前ニーズ調査結果より

【利用している教育・保育事業（複数回答）】

利用している教育・保育事業は、「認可保育所（園）」の大半が「認定こども園」に移したことを背景に、「認定こども園」の割合が87.0%で最も高く、次いで「認可保育所（園）」が9.9%となっています。

◇利用している教育・保育事業◇

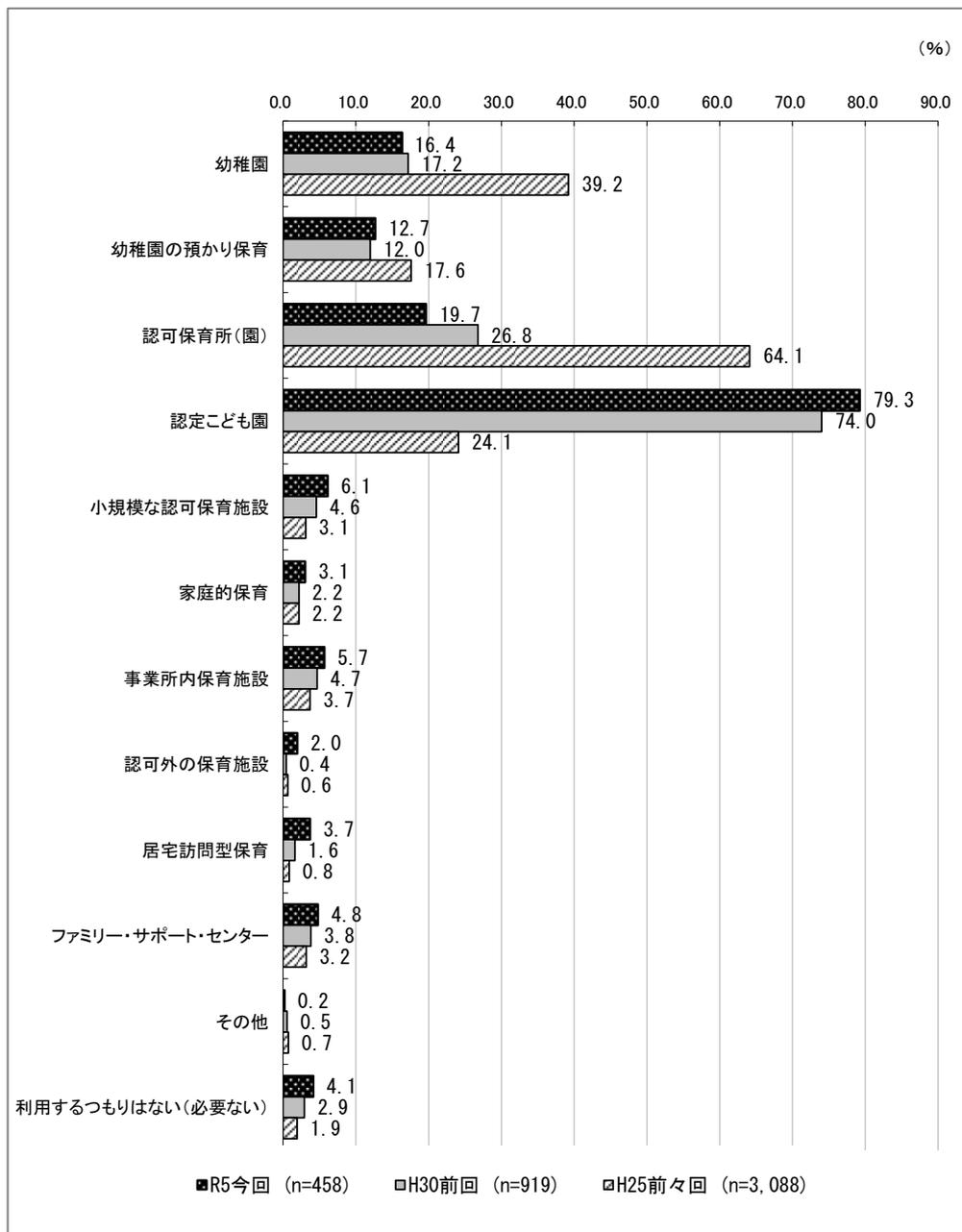


資料：就学前ニーズ調査結果より

【今後、利用したい教育・保育事業（複数回答）】

今後、利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」の割合が79.3%で最も高く、次いで「認可保育所（園）」が19.7%となっています

◇今後、利用したい教育・保育事業◇



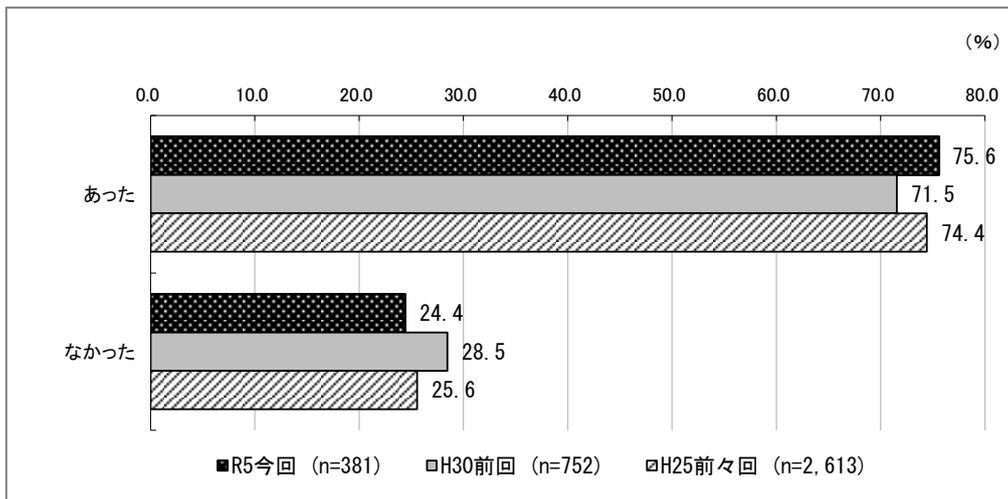
資料：就学前ニーズ調査結果より

◇ 子どもが病気やけがをしたときの対応について

【子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった経験】

この1年間に、子どもが病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかった経験は、「あった」の割合が75.6%となっています。前回、前々回調査と比較しても、大きな変化はみられません。

◇子どもが病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかった経験◇

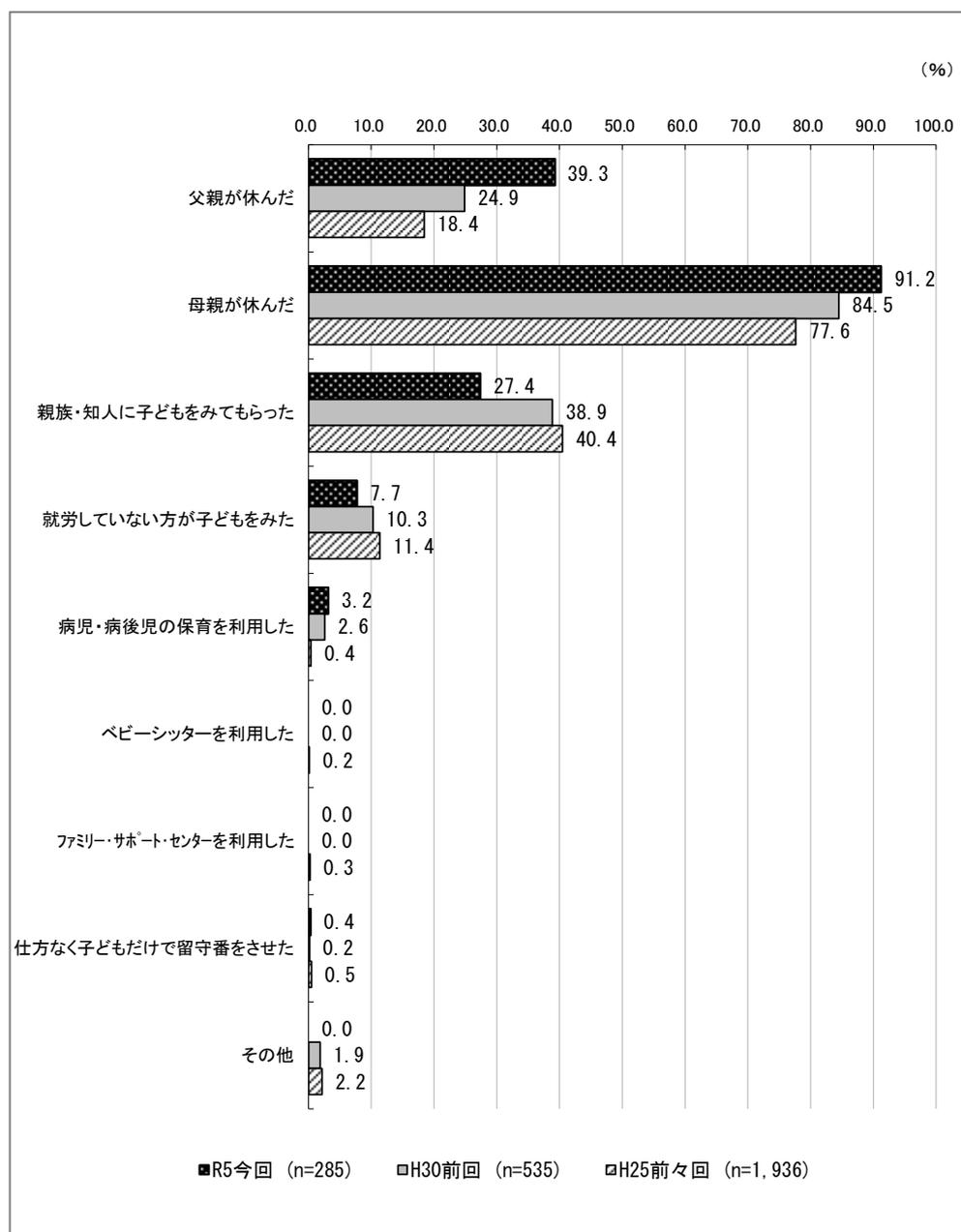


資料：就学前ニーズ調査結果より

【そのときの対処方法（複数回答）】

子どもが病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」の割合が91.2%で最も高く、次いで「父親が休んだ」が39.3%となっています。前々回調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が20%以上増加している一方で、「親族・知人に子どもをみてもらった」が10%以上減少しています。

◇子どもが病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法◇

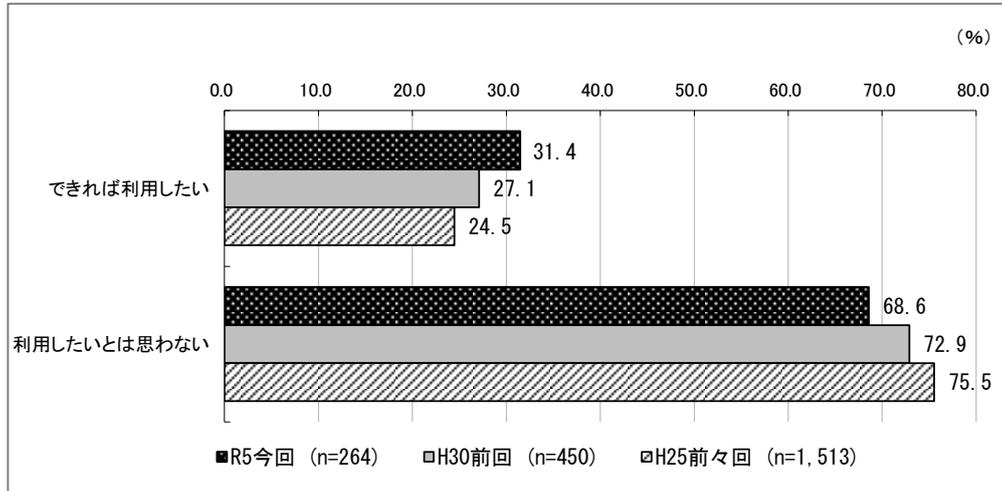


資料：就学前ニーズ調査結果より

## 【病児・病後児保育事業の利用意向】

病児・病後児保育事業の利用意向は、病児保育施設等を「利用したいとは思わない」の割合が68.6%を占めていますが、前回、前々回調査と比較すると、減少しています。一方で、「できれば利用したい」の割合は増加しています。

### ◇病児・病後児保育事業の利用意向◇



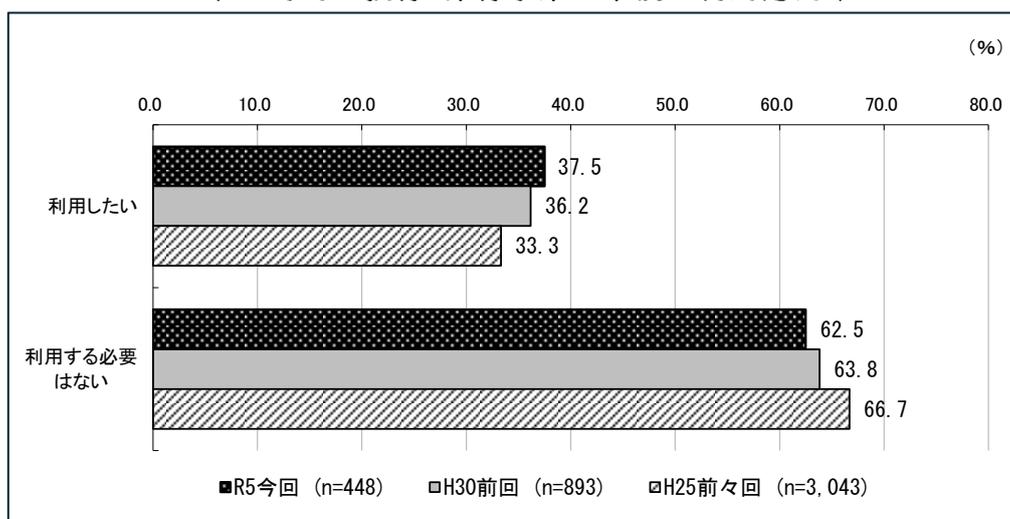
資料：就学前ニーズ調査結果より

## ◇ 一時的な教育・保育事業の利用について

私用、親の通院、不定期の就労等により、一時的な教育・保育事業の利用について、「利用する必要はない」の割合が62.5%を占めていますが、前回、前々回調査と比較すると減少しており、一方で「利用したい」の割合が増加し37.5%となっています。

## 【一時的な教育・保育事業の今後の利用意向】

### ◇一時的な教育・保育事業の今後の利用意向◇

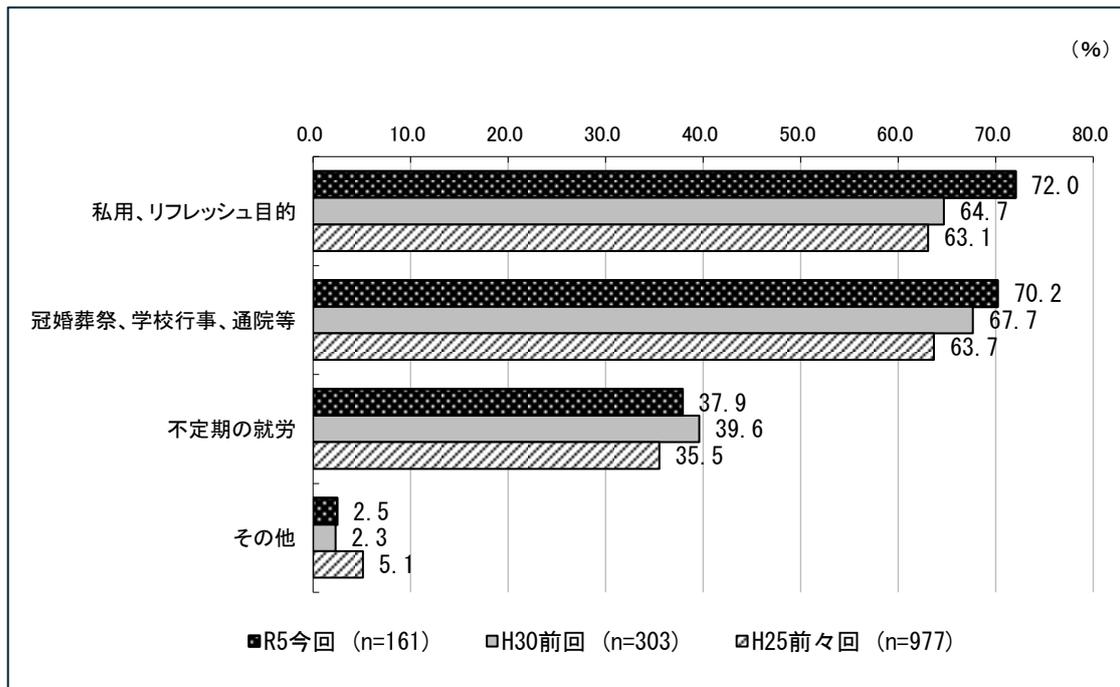


資料：就学前ニーズ調査結果より

【一時的に教育・保育事業を利用したい理由（複数回答）】

今後、教育・保育事業を一時的に利用したい理由は、「私用、リフレッシュ目的」の割合が72.0%を占め、次いで「冠婚葬祭、学校行事、通院等」が70.2%となっており、前回の調査から両者の順位は逆転しています。

◇今後の教育・保育事業を利用したい理由◇



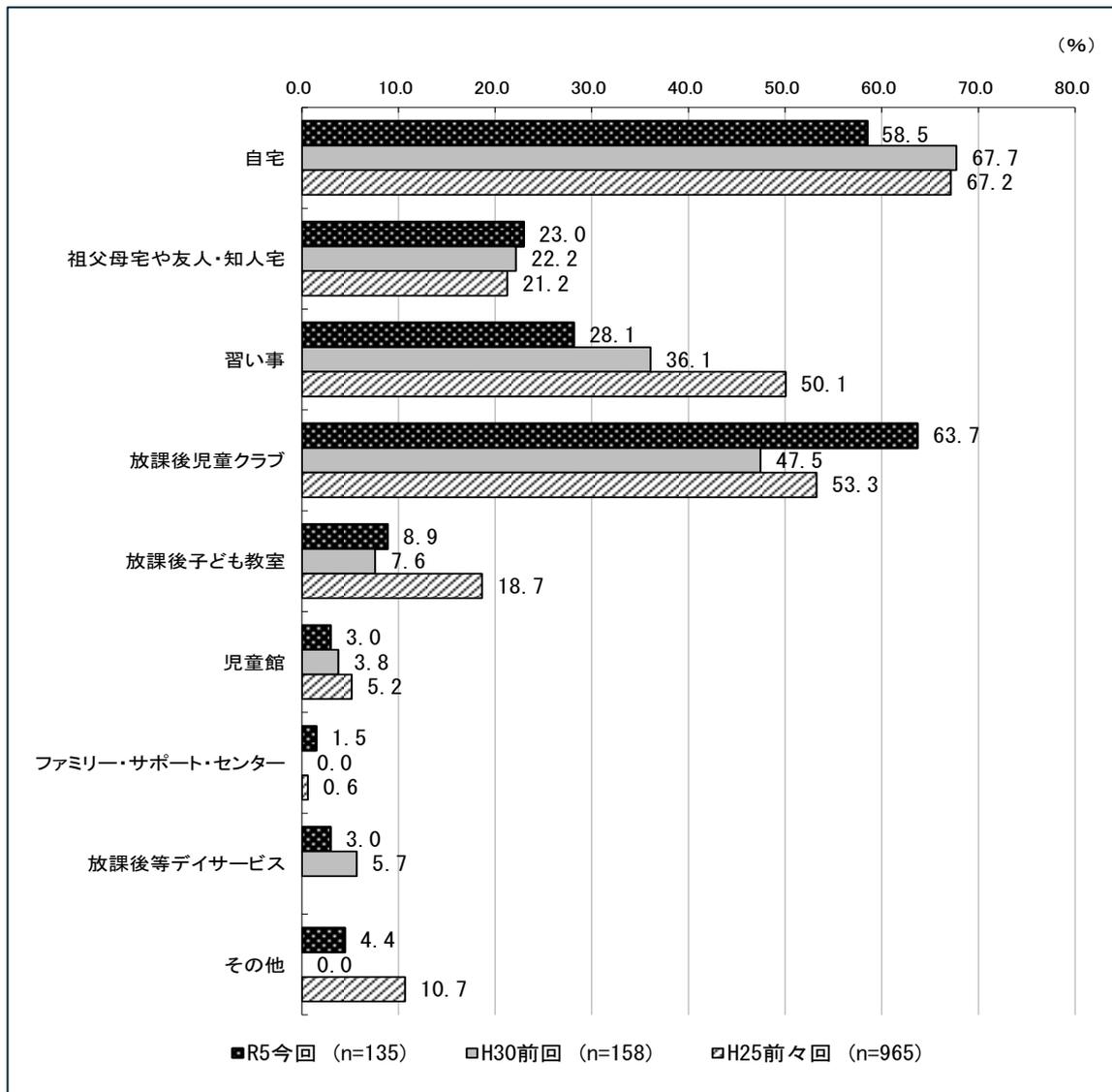
資料：就学前ニーズ調査結果より

◇ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

【小学校就学後、放課後に子どもを過ごさせたい場所（複数回答）】

小学校就学後、放課後に子どもを過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」の割合が63.7%で最も高く、次いで「自宅」が58.5%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「自宅」、「習い事」の割合が減少している一方で、「放課後児童クラブ」の割合が大きく増加しています。

◇小学校就学後、放課後に子どもを過ごさせたい場所◇



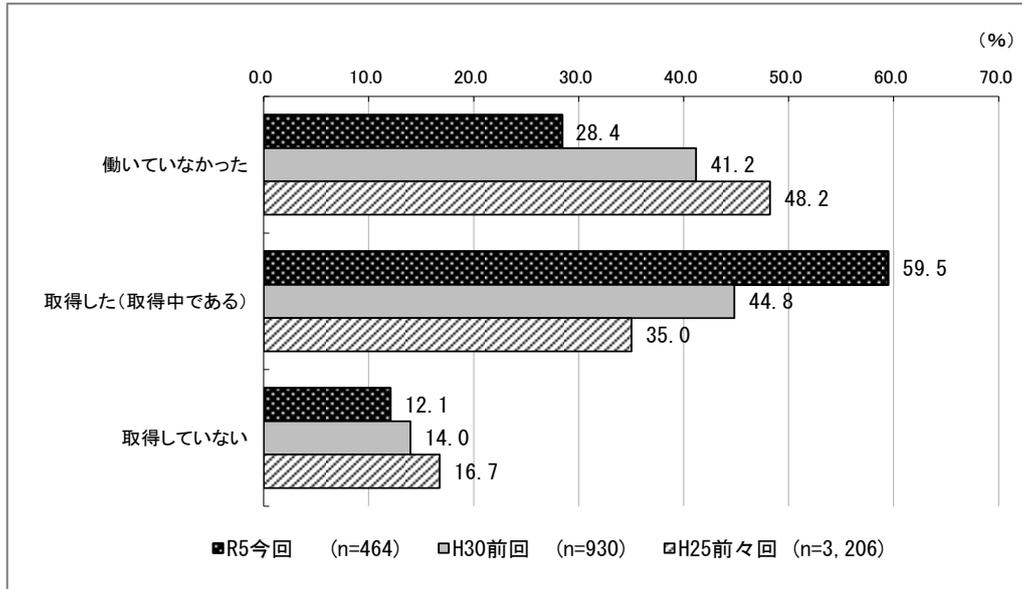
資料：就学前ニーズ調査結果より

◇ 育児休業の状況について

【育児休業取得状況】

母親の育児休業取得状況は、「取得した（取得中である）」の割合が59.5%で最も高く、次いで「働いていなかった」が28.4%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が大きく増加しています。

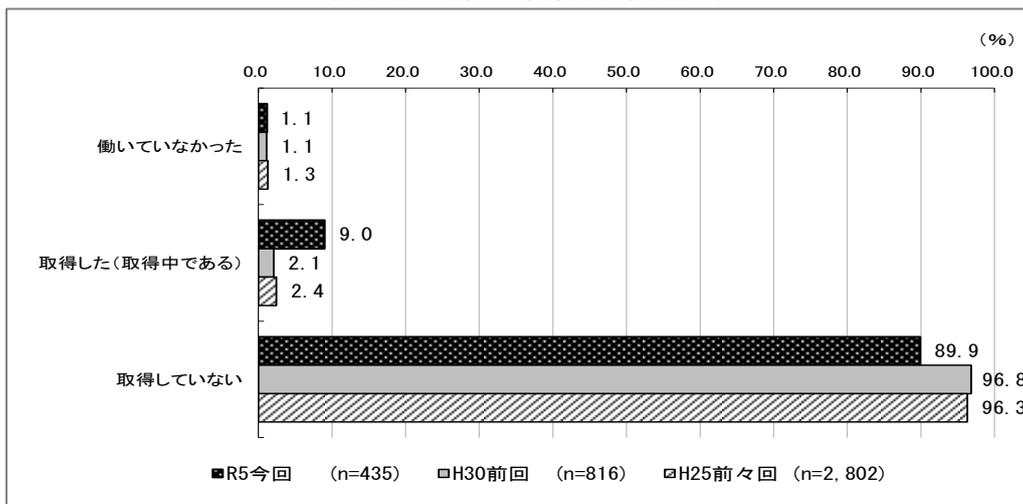
◇母親の育児休業取得状況◇



資料：就学前ニーズ調査結果より

父親の育児休業取得状況は、「取得していない」の割合が89.9%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が9.0%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

◇父親の育児休業取得状況◇



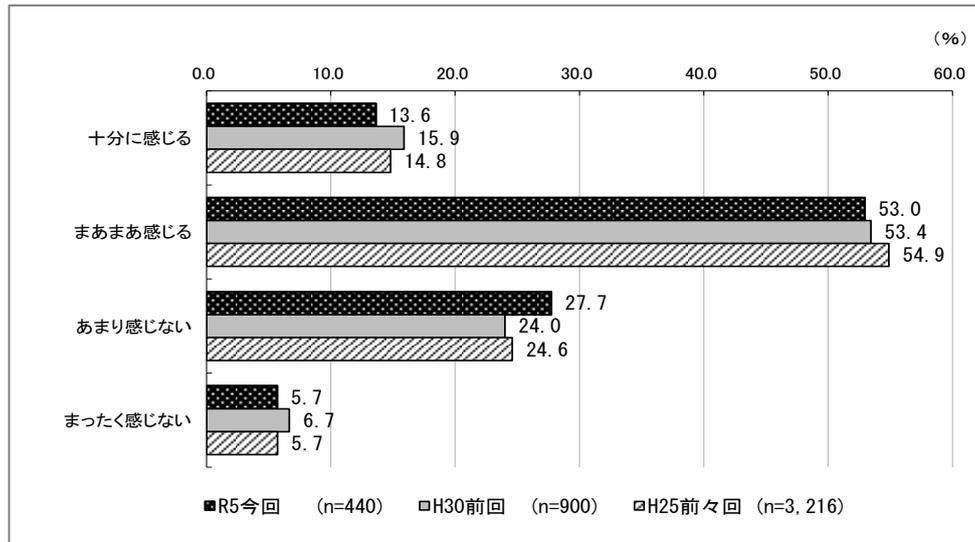
資料：就学前ニーズ調査結果より

◇ 日田市の子育て環境について

【子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている実感】

子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている実感は、「まあまあ感じる」の割合が53.0%で最も高く、次いで「あまり感じない」が27.7%となっています。なお、「あまり感じない」と「まったく感じない」の合計は33.4%となっています。

◇子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている実感◇

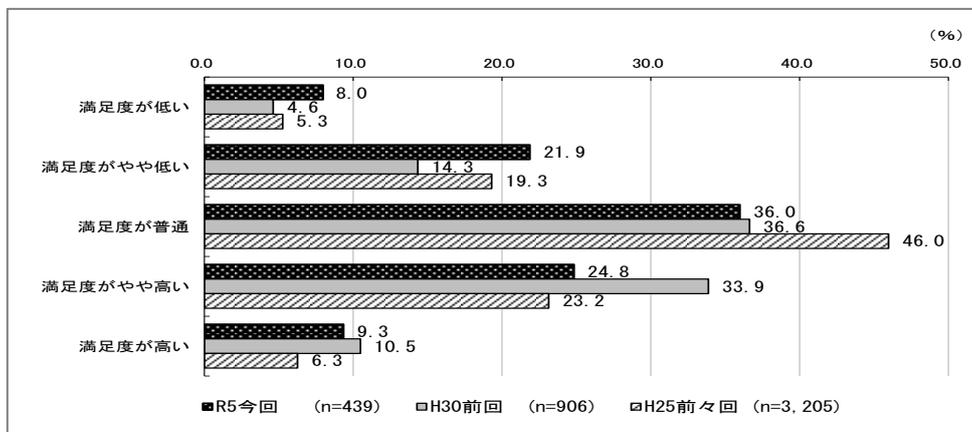


資料:就学前ニーズ調査結果より

【地域における子育て環境や支援への満足度】

地域における子育て環境や支援への満足度は、「普通」の割合が36.0%で最も高く、次いで「やや高い」が24.8%となっています。「満足度が低い」、「満足度がやや低い」は前回調査と比べると、いずれも増加しています。

◇地域における子育て環境や支援への満足度◇



資料:就学前ニーズ調査結果より

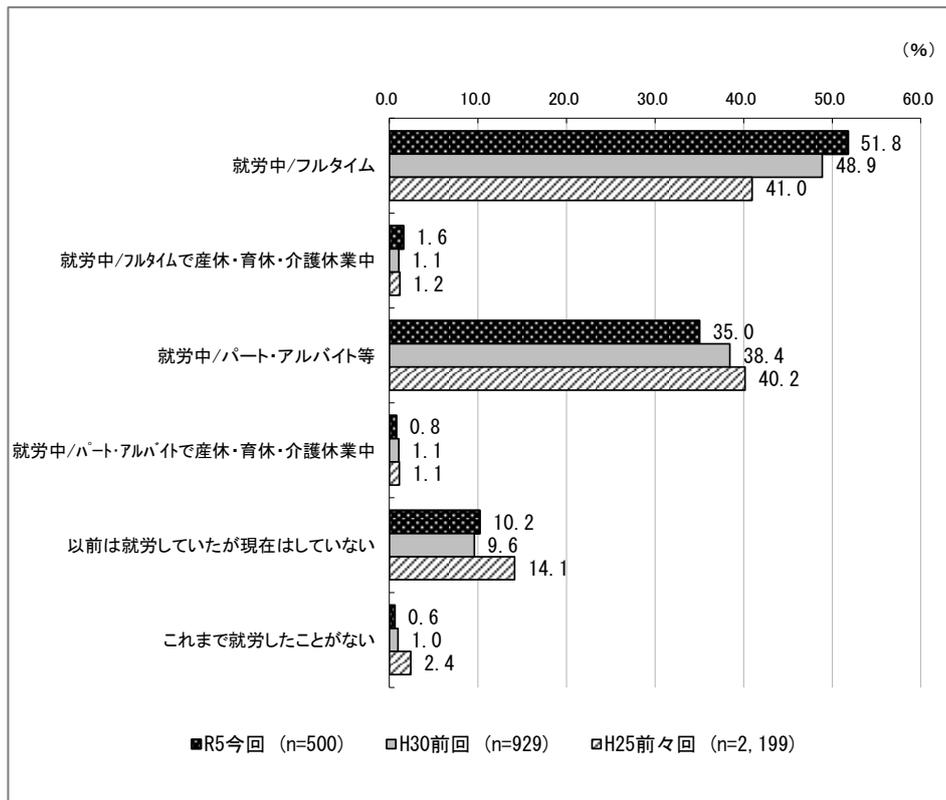
(2) 小学生ニーズ調査の結果

◇ 保護者の就労状況について

【保護者の現在の就労状況】

母親の就労状況は、「就労中/フルタイム」の割合が最も多くを占め、51.8%となっており、前々回調査と比較すると10%以上増加しています。また、同割合は、「就学前ニーズ調査」と比較すると、15%以上、上回っています。

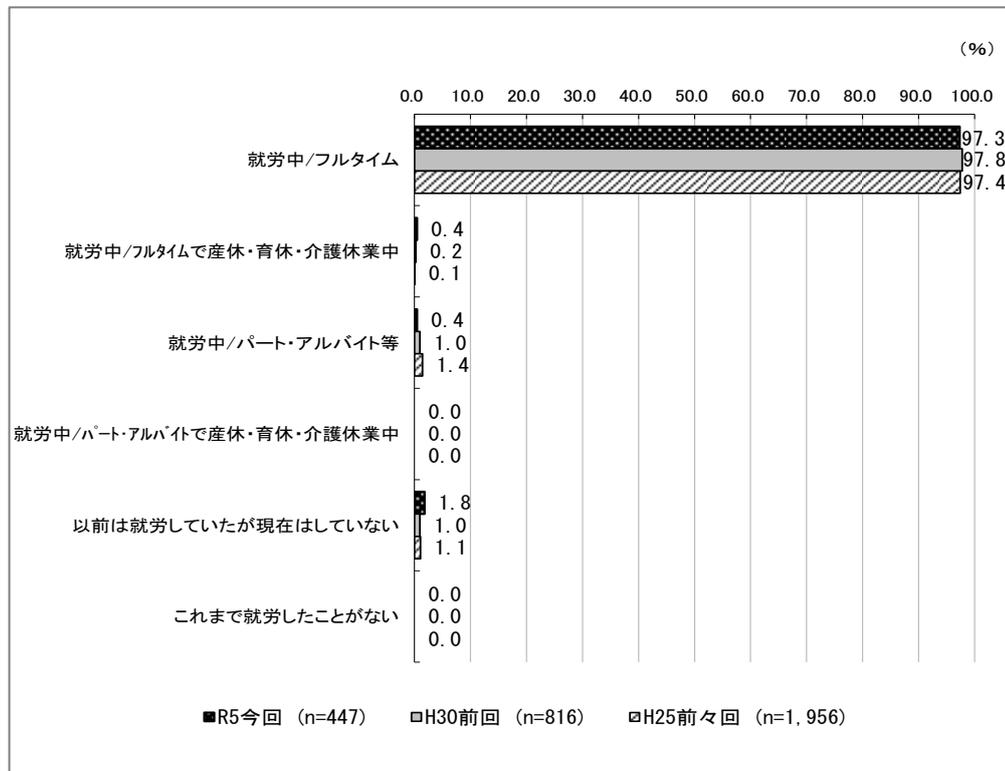
◇母親の就労状況◇



資料：小学生ニーズ調査結果より

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が97.3%で最も高く、「就学前ニーズ調査」と同様に、前回、前々回調査と比較しても、大きな変化はみられません。

◇父親の就労状況◇



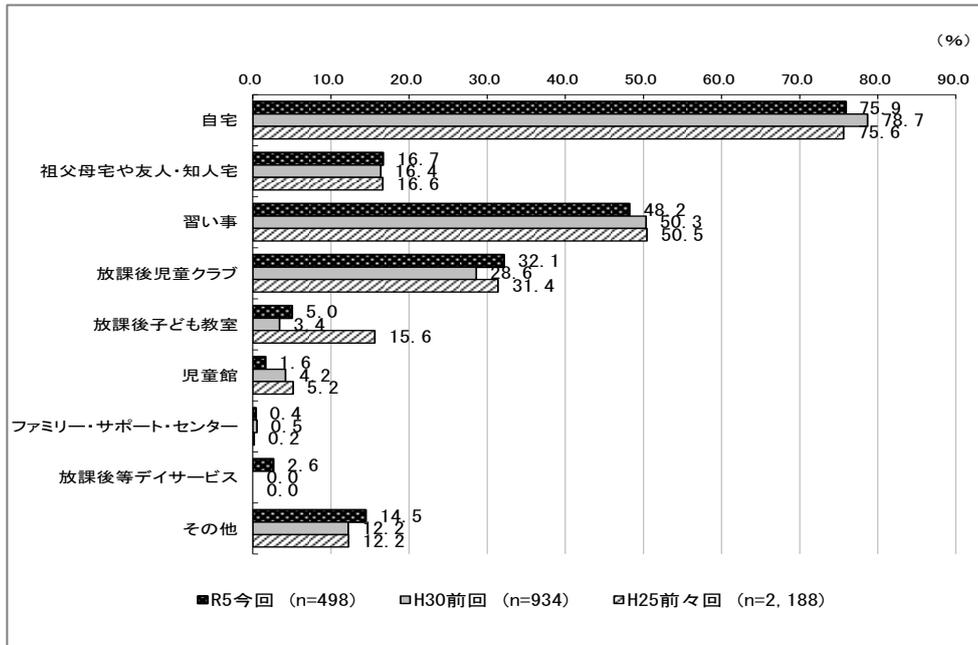
資料：小学生ニーズ調査結果より

◇ 放課後の過ごし方について

【放課後に子どもを過ごさせたい場所(複数回答)】

放課後に子どもを過ごさせたい場所は、「自宅」の割合が75.9%で最も高く、次いで「習い事」が48.2%、「放課後児童クラブ」が32.1%となっており、「就学前ニーズ調査」と比較すると、「自宅」と「習い事」の割合が大きく増加する一方で、「放課後児童クラブ」の割合は大きく低下しています。

◇放課後に子どもを過ごさせたい場所◇



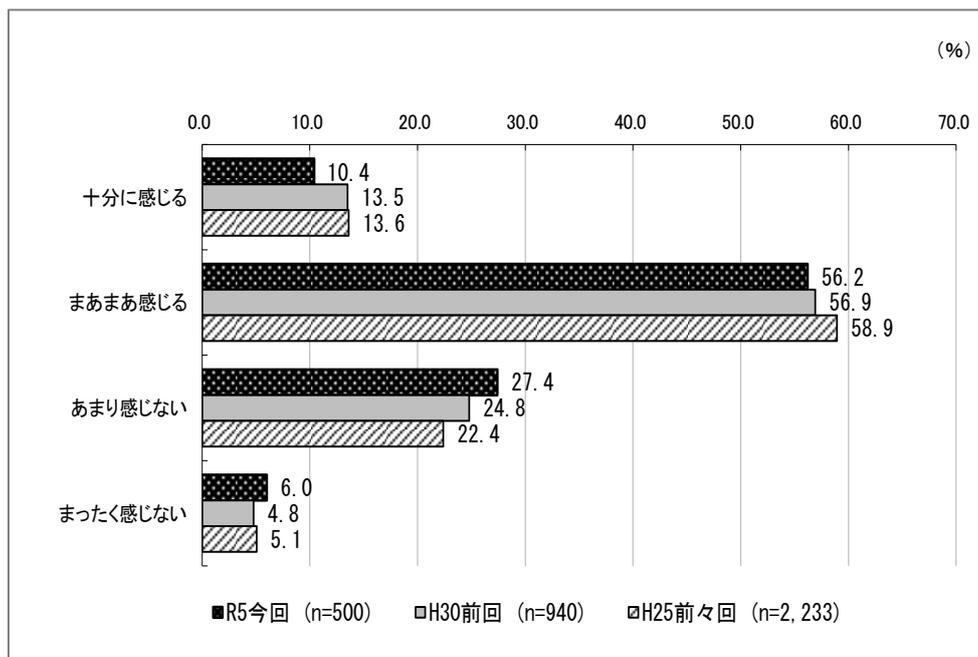
資料：小学生ニーズ調査結果より

◇ 日田市の子育て環境について

【子育てが地域の人に(又は社会で)支えられている実感】

子育てが地域の人に(又は社会で)支えられている実感は、「まあまあ感じる」の割合が56.2%で最も高く、次いで「あまり感じない」が27.4%となっています。「あまり感じない」と「まったく感じない」の割合の合計は、33.4%となっており、「就学前ニーズ調査」と同じ割合になっています。

◇子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている実感◇

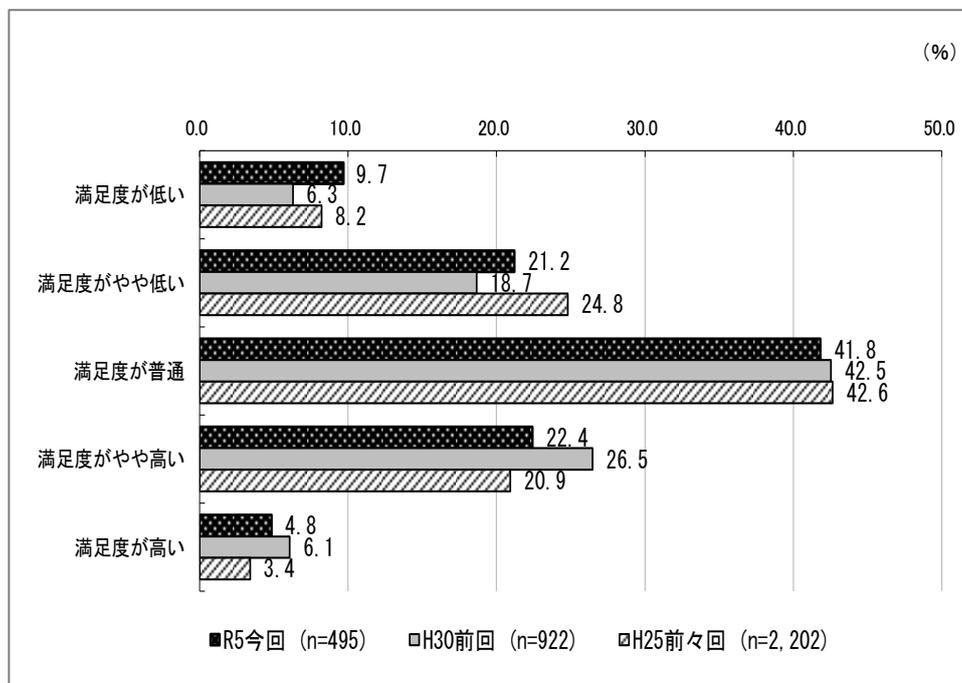


資料：小学生ニーズ調査結果より

## 【地域における子育て環境や支援への満足度】

地域における子育て環境や支援への満足度は、「就学前ニーズ調査」と同様に、「普通」の割合が最も高く(41.8%)、次いで「やや高い」(22.4%)となっています。前回調査と比較すると、「満足度が高い」、「満足度がやや高い」のいずれも減少している一方で、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の割合はいずれも増加しています。

### ◇地域における子育て環境や支援への満足度◇



資料：小学生ニーズ調査結果より



## 第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開

### 1. 基本理念

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

このため、子どもの権利と最善の利益を尊重し、子ども・子育て家庭を総合的に支援するとともに、子どもの育ちと子育てを社会全体で支えることの重要性は、ますます高まっています。国においては、令和5年4月に、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を国の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども家庭庁」が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、包括的な基本法として「こども基本法」が施行されたところです。

こうした中で、本市においても、同様の傾向がみられることから、子育て家庭のニーズに応えるため、子育て支援サービスの充実に取り組むとともに、子育てに関する不安や孤立感、経済的負担を軽減し、子育てに希望をもつことができるよう、きめ細かな相談体制の充実や、親と子の居場所づくり、地域全体で子どもと子育てを支える環境づくりが求められています。

以上のような状況を踏まえ、今回、本市が策定する第3期計画において、基本理念として、「みんなで「こどもをまんなか」に えがおあふれるまち“ひた”」を掲げ、子どもたちの権利と最善の利益を保障するとともに、子ども一人ひとりが、家庭や地域、学校で支えられながら、心身ともに健やかに成長できる、笑顔があふれる社会の実現に向けた取組を推進します。

また、こうした取組がより一層推進されるよう、計画期間中の令和8年4月に、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策の司令塔となる「こども総局」(仮)を創設し、こどものライフステージに応じて切れ目のない支援が可能となるよう総合的な支援体制を構築することとしております。

#### ◇基本理念◇

みんなで「こどもをまんなか」に  
えがおあふれるまち“ひた”

## 2. 基本目標

子ども・子育て支援の推進にあたっては、福祉保健分野のみならず、教育分野など関係するすべての分野が連携し、総合的に取り組む姿勢が重要です。

このため、本計画では、基本理念のもと、令和8年4月にこども施策の司令塔となる「こども総合局」(仮)を創設し、次の5つの基本目標を定め、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考えながら、総合的に各種施策を展開します。

### (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現

子どもの健やかな成長を支えるため、「こども総合局」(仮)が中心となり、子どもが妊娠出産期、乳幼児期、学童期、青年期の育ちの段階に応じ、ライフステージを通じて切れ目なく、個々の状況に応じて、福祉・保健、教育などの分野を超えて総合的な支援が受けられるようきめ細かな支援体制を整備します。

### (2) 幼児期の教育・保育の充実

子育て家庭が、安心して子どもを預けることができるよう、引き続き認定こども園や保育園などの教育・保育施設の充実を図るとともに、小規模保育事業など様々な保育事業の拡充と質の確保に努め、子どもの教育・保育の環境整備を推進します。

また、令和11年4月に移転・開園を予定している「日田市立高瀬こども園」においては、引き続き、災害時における他園からの児童の受け入れなどのほか、「こども総合局」(仮)の理念を具現化する市直轄の園として、市内の多様な子育てニーズに対応できるよう、園に所属する保育士等の専門人材の支援スキルの向上に取り組み、市内のこども園の模範となる園を目指します。

### (3) 地域における子ども・子育ての支援

引き続き身近な地域で子育てに関する相談支援が受けられる「地域子育て支援拠点事業」に取り組むとともに、小学校の放課後等に家庭に代わる居場所となる「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」については、利用を希望する児童が適切に利用できるよう、受け入れの拡充を進めます。

また、令和8年4月から新たに、保育園等に通っていない家庭の子どもを対象に預かりを行う「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を導入し、すべての子ども・子育て家庭を支援します。

このほか、天候など外的環境に左右されることなく、子どもが安心して過ごせる遊び場などの充実に向けて取組めます。

#### (4) 特に専門的な知識及び技術を要する支援の推進

特に児童虐待の防止の観点から、令和8年度から「児童育成支援拠点事業」を新たに委託する児童家庭支援センター「陽（ひなた）」とともに、支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て資源を活用しながら、虐待の予防に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、特に専門性を要する事案に対してはきめ細かな支援を推進します。

また、特別な支援が必要な場合や、海外にルーツを持つ子どもなどが、地域の中で健やかに育つことができるように、多様な背景に配慮しながら、保健、医療、福祉、教育等の各種施策が円滑に連携し、総合的な取組を推進します

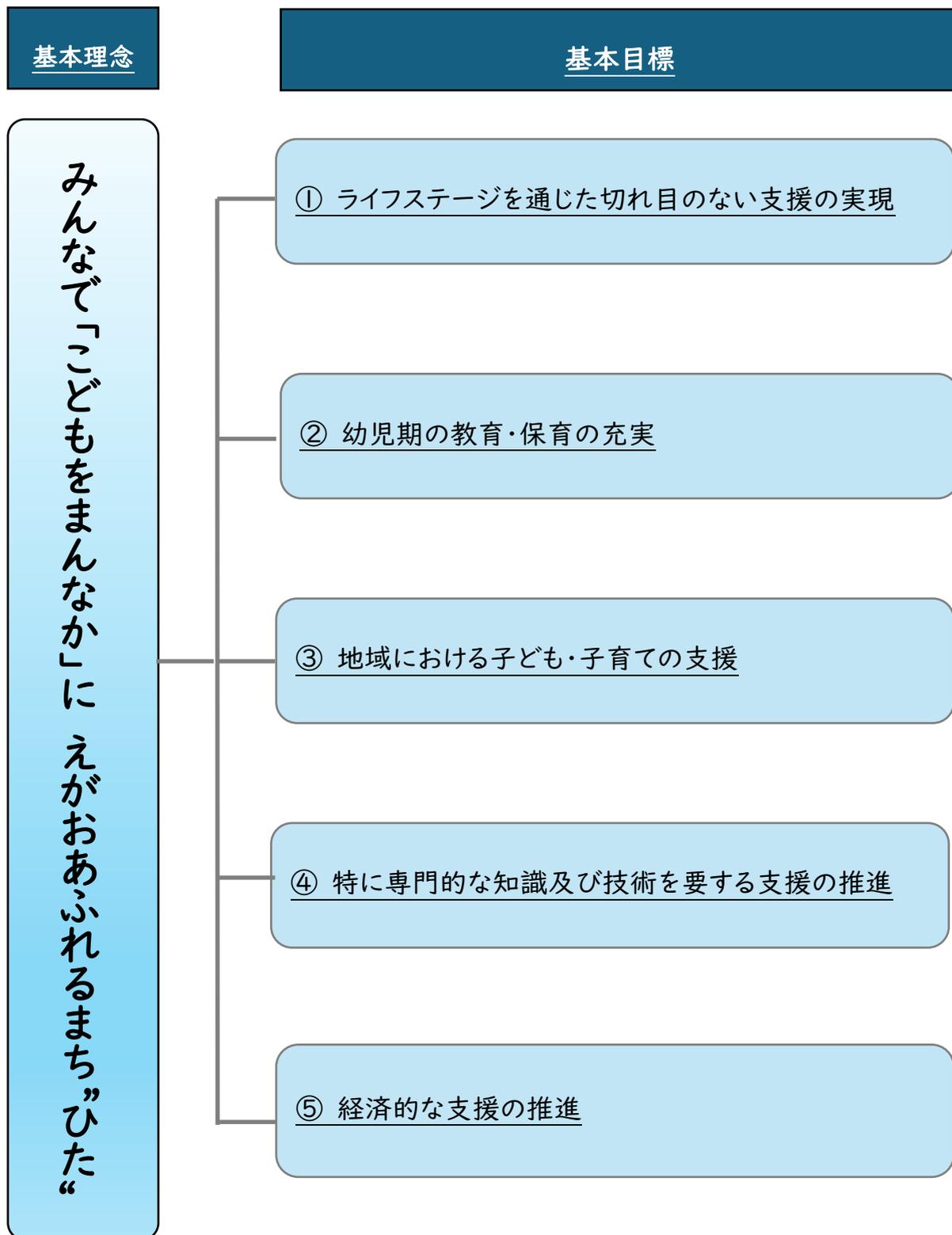
#### (5) 経済的な支援の推進

子育てに要する費用は、教育・保育、医療費など多岐にわたっており、経済的な支援は市民ニーズが高い分野の一つです。特に、ひとり親家庭や障がいをもつ子どもがいる家庭については、より多くの支援が必要であることを踏まえ、引き続き、制度の周知を含め、子ども・子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とした各種支援を推進します。また、放課後児童クラブの利用料については、保護者ニーズにも十分に耳を傾けながら軽減に向けて取り組めます。

### 3. 施策体系

本計画では、基本理念及び5つの基本的な目標を踏まえ、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の施策について、次の体系を定めます。

#### ◇施策体系◇



## 4. 計画を推進するための施策の展開

計画の5つの基本的な目標の達成に向けて、次の施策を展開します。

### (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現

#### ◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	家庭訪問型子育て支援事業	子育て家庭の育児の不安を軽減するため、ひきこもりがちな家庭を訪問し子育て支援を行うボランティアの派遣や育成を行うもの。
2	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するための助成を行うもの。
3	育児等保健指導事業 (ペリネイタル・ビジット事業)	育児不安を持つ妊産婦に産婦人科と小児科医が連携し、小児科医による育児に関する保健指導を提供することにより、育児不安の解消を図るもの。
4	産後ケア事業	出産後の母親と赤ちゃんの健康と幸福を支えるための重要な取り組みで、出産後の女性が心身ともに健康を保ち、安心して子育てができるように支援するもの。
5	子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援の充実を図るため、妊娠期から切れ目のない子育てに関する総合的な支援を行うもの。
6	出産・子育て応援交付金事業	妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、相談支援と経済的支援を一体的に行うもの。
7	妊産婦健康診査事業	妊産婦健康診査を行うことで、経済的な負担の軽減を図るとともに、妊娠中や産後間もない時期の心身の健康状態を確認し必要な支援を行うもの。
8	乳幼児健康診査事業	心身ともに健やかに成長できるように、乳幼児期における発達状況の確認などを行うもの。
9	5歳児発達相談会事業	対人関係や社会性の発達が著しい5歳児の発達等を相談会にて確認し、必要な支援や就学に向けた準備を促すもの。
10	妊産婦健診等支援事業	遠方で出産する必要がある妊婦に対し、分娩施設までの移動にかかる交通費及び出産まで待機するための宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図るもの。

## (2) 幼児期の教育・保育の充実

### ◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	社会福祉法人等施設整備費補助事業	安心・安全な教育・保育の環境を整えるため、老朽化した園の施設整備を行う民間法人に対しその費用の一部を補助するもの。
2	保育士等確保定着事業	市外の日田市出身学生のUターン促進を目的とした保育士養成校への訪問、社会福祉協議会が行う福祉のしごと就職フェア、並びに商工労政課が行う高校生向けの就職応援事業に参加するもの。
3	公立教育・保育施設民間委託事業	公立の認定こども園における教育・保育の実施・質の改善および行政の効率化を図るため、教育・保育施設の運営実績のある民間法人に公立施設の運営を委託するもの。
4	公立教育・保育施設整備事業（高瀬こども園）	築47年が経過し、施設の老朽化が進む高瀬こども園の施設の移転整備を行うもの。
5	一時預かり事業（幼稚園型）	認定こども園に通園する1号認定の児童を対象とし、教育標準時間終了後、家庭での保育が困難となる場合に、通園している認定こども園において一時的に預かるもの。
6	一時預かり事業（一般型）	認定こども園や保育園に通園していない児童を対象とし、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、認定こども園や保育園等において一時的に預かるもの。
7	延長保育事業	認定こども園や保育園などの定期的な教育・保育において、保育短時間の前後の時間に延長して保育を行う場合や、保育標準時間の後の時間に延長して保育を行うもの。
8	病児保育事業	病気や病気の回復期にある子どもを持つ保護者の就労等を支援するため、専用施設において、看護師等による保育等を提供するもの。
9	障害児保育事業	認定こども園等における障がい児や医療的ケア児の受け入れを促進するため、保育士や看護師の加配を行う受け入れ施設に対して補助等を行うもの。

(3) 地域における子ども・子育ての支援

◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	放課後児童健全育成事業	放課後における子どもの安全で健やかな居場所を提供するため、放課後児童クラブの運営を委託するもの。
2	子ども・子育て支援事業計画推進事業	「第3期日田市子ども・子育て支援事業計画」をより実効性のある計画とするため、実施事業の進捗状況を把握するとともに、計画全体の点検・評価とその結果を公表するなど、施策等の改善につなげるもの。
3	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭に対する育児支援を行うため、子育てに関する不安や悩みを相談できる場所（地域子育て支援センター）を提供するもの。
4	子育てサービス利用者支援事業	子育て世帯が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、市に利用者支援専門員を配置して情報の提供や相談・援助を行うもの。
5	子どもの居場所づくり補助金交付事業	子どもの居場所づくりのため、食事の提供と学習支援や体験活動を実施する社会福祉法人等に対して、事業の立ち上げや実施に要する経費に対し補助金を交付するもの。
6	放課後子ども総合プラン事業	放課後の子どもを対象に、地域の人材を活用した多様な体験や学習活動を提供するため、放課後子ども教室の運営を行うもの。
7	コミュニティ・スクール運営事業	学校運営に地域の人々や保護者が参画することで、学校運営に地域のニーズを反映させ、地域の特色を生かした学校づくりと子どもの健全育成を図るもの。
8	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	登下校時に通学路等の巡回を行う学校安全ボランティア（スクールガード）の保険料等を支払うもの。
9	中学生学びアップ事業	中学生の学ぶ意欲を高めるとともに、学力の定着と向上を図るため、希望者を対象に数学の教室を開催するもの。

(4) 特に専門的な知識及び技術を要する支援の推進

◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が家庭を訪問し、家事や子育てに対する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどを支援するもの。
2	子ども家庭総合支援拠点事業	子育てに関する悩みや児童虐待など様々な課題の解消を図るため、ソーシャルワーク機能を担い、必要な支援業務を行うもの。
3	支援対象児童等見守り強化事業	要支援児童等の居宅を訪問し、子どもの安否確認や状況把握をしながら、食事の提供、学習・生活指導支援等を行うもの。
4	児童育成支援拠点事業	家庭や自身に課題を抱え、様々な困難な状況にある子どもたちが、安心して過ごせる居場所を提供し、子どもたちの自立する力を育むため、学習サポート、遊び、食事提供や生活習慣の形成のためのサポートを行うもの。
5	児童生徒の自立支援事業	不登校等の児童生徒及び保護者等の支援を行うため、臨床心理士等の専門スタッフを配置するほか、不登校児童生徒の教育を受ける機会の確保を図るため、フリースクール利用家庭に対する利用料の補助を行うもの。
6	特別支援教育活動サポート事業	特別な支援を必要とする児童生徒への個別の対応や学習理解の促進を図るため、対象となる学校に補助職員を配置するもの。
7	小中学校医療的ケア児支援事業	医療的ケアが必要な児童生徒に対して、児童生徒の教育機会を保障するとともに、保護者の負担軽減を図るため、看護師を派遣し医療的ケアを実施するもの。

(5) 経済的な支援の推進

◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	実費徴収給付事業	保育の必要性の認定を受けた子どもの保護者が、認定こども園・保育園・地域型保育事業で支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用その他類する費用として市が定めるものの全部又は一部を助成するもの。
2	放課後児童クラブ保護者負担金助成事業	放課後児童クラブを利用する低所得世帯への経済的支援を図るため、生活保護世帯等の児童を対象に保護者負担金を助成するもの。
3	子ども・子育て支援給付事業	私立の認定こども園や保育園等に給付費を給付するもの。また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、0歳から5歳児までの保育料を完全無償化するもの。
4	施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、一時預かり等のサービスの利用料を無償化するもの。
5	母子寡婦福祉会補助金交付事業	母子家庭等の福祉の向上のため、社会的・経済的に弱く不安定な立場にある母子家庭等の母親が自助・相互扶助を目的に運営している日田市母子寡婦福祉会に対し、補助を行うもの。
6	子ども医療費助成事業	子どもの疾病の早期発見・治療促進と子育て家庭の経済的支援を図るため、高校生世代までの子どもに係る医療費を全額助成するもの。
7	学校給食運営事業	児童生徒の心身の健全な発達と食育の推進を図るとともに、保護者の経済的負担軽減のため、学校給食費を無償化するもの。
8	奨学資金貸付事業	向学心に富み、学業その他の優れた資質を有する者が経済的理由により高等学校等に修学が困難な場合に学資を貸与するもの。
9	みどりの給付型奨学金事業	向学心に富み、学業その他の優れた資質を有する者が経済的理由により高等学校等に修学が困難な場合に入学に必要な資金を給付するもの。
10	特別支援学級就学奨励事業	特別支援学級に在級する生徒並びに通級指導教室に通級する児童生徒の保護者に対して就学上必要な経費の一部を援助するもの。

11	要保護準要保護就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して、学用品費、給食費等の必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図るもの。
12	小学校確かな学力育成支援事業	児童の学習意欲及び学力向上を図るため、AIドリルを含めた補助教材購入の公費負担、市独自の学力調査の実施等を行うもの。
13	中学校確かな学力育成支援事業	生徒の学習意欲及び学力向上を図るため、AIドリルを含めた補助教材購入の公費負担、市独自の学力調査の実施等を行うもの。

## 第4章 教育・保育提供区域の設定及びニーズ量推計の考え方

### 1. 教育・保育提供区域の考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」や「提供量（提供体制確保の内容）」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」及び「提供量」を定めます。

### 2. 教育・保育提供区域の設定

日田市は、市域が広範囲にわたっていることから、自家用車等での移動率が非常に高い状況です。自家用車等を利用する場合、比較的短時間で移動することが可能であるため、教育・保育施設については、「全市域」を1つの提供区域として設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、現行でも、事業全体の提供区域を設定して事業を実施していないため、「全市域」を1つの提供区域として設定します。

なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域として設定します。

事業名		提供区域		
		全市域	小学校区	
事業名(国)	事業名(日田市)			
教育・保育施設等		○		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	子育てサービス利用者支援事業	○	
	延長保育事業	延長保育事業	○	
	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業		○
	子育て短期支援事業	施設入所委託事業	○	
	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	○	
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	○	
	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○	
	一時預かり事業	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	○	
	病児保育事業	病児保育事業	○	
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	○	
	妊婦健康診査	妊婦健康診査事業	○	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収給付事業	○	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○	
	子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	○	
	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	○	
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付交付金事業	○	
産後ケア事業	産後ケア事業	○		
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業	○		

### 3. ニーズ量の推計

#### (1) ニーズ量の推計の基本的な考え方

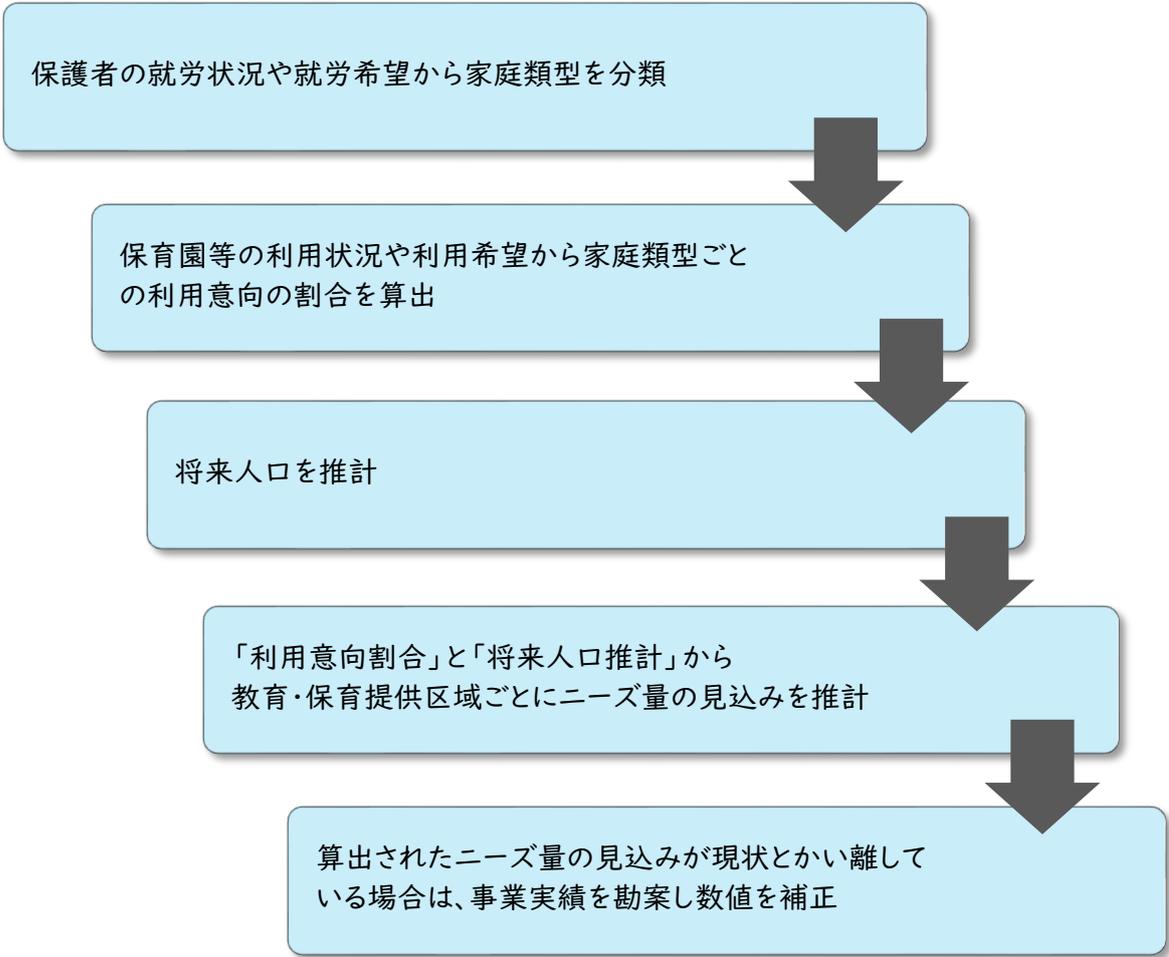
子ども・子育て支援事業計画は、国の基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（認定こども園及び保育園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み（量の見込み）」を設定し、それに対応する「提供量（提供体制確保の内容）」及び「実施時期」について定めることとなっています。

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」や「提供量（提供体制確保の内容）」については、児童の保育の必要性に基づく「教育・保育給付認定区分」ごとに設定する必要があり、さらに対象年齢や対象年齢の将来人口推計等についても勘案した算出を行っています

「ニーズ量の見込み」の推計方法は、国の手引きに基づき「ニーズ調査結果から推計する方法」と、第2期計画期間の各事業の「実績を勘案して推計する方法」があります。

本計画の各事業における「ニーズ量の見込み」については、上記の推計方法を基本としつつ必要に応じ修正を加えることにより、より実態に即した推計を行っています。

なお、子ども・子育て支援法改正による新事業の見込みについても、国の示す基本指針に基づき算出しています。



## (2) 認定区分

児童の年齢や保育の必要性(事由・区分)に応じて、1・2・3号の3つの認定区分に分けられます。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	利用できる内容
1号認定	3～5歳児	なし	● 教育標準時間利用 ※認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	3～5歳児	あり	● 保育標準時間利用 ● 保育短時間利用
3号認定	0～2歳児		※認定こども園(保育園部分) ※保育園 ※小規模保育事業等

## (3) 保育の必要性の認定

保育の必要性について、保護者の申請を受け、就労証明書や診断書などの客観的な基準に基づき、以下の事由に該当するかを市が認定します。

<b>就労</b>	児童の保護者が、家庭の外で常態的に仕事をする場合や、家庭で常態的に日常の家事以外の仕事をする場合  本市では、保育短時間利用で月に64時間以上、保育標準時間利用で月に120時間以上の就労が必要です(父母ともに)
<b>妊娠・出産</b>	児童の保護者が出産又は出産前後の時期にあたる場合
<b>疾病・障害</b>	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害などがある場合
<b>介護・看護</b>	児童の同居する家庭に介護が必要な人や、長期にわたる病人、心身に障害のある人がいて、保護者が介護・看護にあたる場合
<b>災害復旧</b>	火災や風水害、地震等による災害の復旧にあたる場合
<b>求職活動</b>	児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行う場合
<b>就学</b>	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)する場合
<b>虐待等</b>	虐待やDVのおそれがある場合
<b>育児休業</b>	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合
<b>その他</b>	その他、上記に類するものとして市長が認める場合

## 第5章 教育・保育施設の充実

### 1. 教育・保育のニーズ量の見込みと提供量及び実施時期

本計画期間内における各年度のニーズ量の見込みと提供量について、以下のとおり設定します。

- 1号認定(3歳以上の子どもで認定こども園の幼稚園部分での教育を希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	86人	79人	75人	70人	69人
②提供量計	113人	103人	98人	91人	90人
特定教育・保育施設	113人	103人	98人	91人	90人
過不足(②-①)	27人	24人	23人	21人	21人

\*特定教育・保育施設とは、認定こども園、保育園のことをいいます。

- 2号認定(3歳以上の子どもで認定こども園の保育園部分、保育園等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	1,053人	971人	920人	862人	845人
②提供量計	1,264人	1,166人	1,106人	1,036人	1,017人
特定教育・保育施設	753人	694人	657人	615人	602人
認可外保育施設	31人	31人	31人	31人	31人
幼稚園+預かり保育	480人	441人	418人	390人	384人
過不足(②-①)	211人	195人	186人	174人	172人

\*認可外保育施設とは、児童福祉法上の保育所に該当するものの、認可を受けていない保育施設のことをいいます。

- 3号認定(0歳の子どもで認定こども園、保育園、特定地域型保育事業等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み ( )内は保育利用率の見込み	209人 (76.0%)	199人 (76.0%)	194人 (76.1%)	188人 (76.1%)	182人 (76.2%)
②提供量計	275人	262人	255人	247人	239人
特定教育・保育施設	251人	238人	231人	223人	215人
特定地域型保育事業	9人	9人	9人	9人	9人
認可外保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
過不足(②-①)	66人	63人	61人	59人	57人

○ 3号認定(1・2歳の子どもで認定こども園、保育園、特定地域型保育事業等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み ( )内は保育利用率の見込み	450人 (67.7%)	448人 (67.6%)	430人 (67.5%)	414人 (67.4%)	401人 (67.4%)
②提供量 計	665人	663人	637人	614人	595人
特定教育・保育施設	622人	620人	594人	571人	552人
特定地域型保育事業	22人	22人	22人	22人	22人
認可外保育施設	21人	21人	21人	21人	21人
過不足(②-①)	215人	215人	207人	200人	194人

## 2. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### ① 質の高い幼児教育・保育の提供

子ども・子育て支援法の第2条では、「支援の内容と水準は、すべての子どもが健やかに成長するために、良質で適切なものでなければならない」と定められています。この法律は、教育・保育や地域の子育て支援の拡充だけでなく、保育の質の向上も目指しています。

保育園や認定こども園と小学校などとの連携を強化し、保育者の研修を充実させ、専門性を高めることが重要です。これにより、幼児教育・保育の質をさらに向上させる必要があるため、資質向上への支援を行います。

乳児等通園支援事業の利用している子どもが、利用終了後、教育・保育施設の利用へ円滑な移行ができるよう情報提供、支援を行います。

### ② 幼児教育や保育を担う人材の確保

質の高い幼児教育や保育を提供するためには、子ども一人ひとりに十分な配慮をするための適切な職員配置が必要ですが、全国的にも保育現場では依然として人材不足が深刻な問題となっています。

市内の教育・保育施設では、保育者の就職を促進し、就業を継続させるために、養成校や高校を訪問して情報を収集し、就職応援事業を通じてさまざまな支援を行います。

### ③ 特別な配慮を必要とする子どもに対する支援

すべての子どもが健やかに成長し、最善の利益が保障されることの重要性を踏まえ、障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもが、それぞれの状況に応じた適切な教育・保育サービスを受けられるよう、専門的な対応が可能な体制の強化に努めます。

こうした観点から、令和11年4月に移転・開園を予定している「日田市立高瀬こども園」においては、市内の多様化する子育てニーズに対応できるよう、園に所属する保育士等の支援スキルの向上に取り組めます。

また、教育・保育施設を利用する際には、保護者と施設の相互理解が重要であるため、保護者や施設、関係機関と連携し、子どもたちが円滑に受け入れられるよう支援します。

## 3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法第30条の11の規定により、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、一時

預かり事業等を利用する子どもの保護者からの申請に基づき、子どものための施設等利用給付の認定をもとに、一月当たりの上限額の範囲内で利用料を無償化しています。

本市では、引き続き、教育・保育施設や事業実施施設と、密接に連携を図りながら、施設の利用定員等に関しての十分な共通認識を図っていくとともに、市民に対して必要な情報発信を行いながら、給付を受けるまでの手続を勧奨していくなど、給付対象となる保護者に対して、公正かつ適切な支援につながる取組を進めます。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1. ニーズ量の見込み、提供量（確保内容）及びその実施時期

ニーズ調査により把握した利用希望やこれまでの事業実績、地域資源を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡のとれた地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、就学前児童の数の推移及び地域の実情等を考慮し、本計画期間内の事業区分ごとのニーズ量の見込み、提供量（確保内容）やその実施時期を設定します。

#### 利用者支援事業（子育てサービス利用者支援事業）

子育て世帯が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、市に利用者支援専門員を配置して、情報の提供や相談・援助を行う事業です。

##### ◇ 今後の方向性

現在、こども未来課窓口には1名の利用者支援専門員を配置し、子育てに関する様々な相談に応じています。保護者が、多種多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子育て支援に関する情報を提供するとともに、子育て全般について気軽に相談できる体制を継続します。

##### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

## 延長保育事業

認定こども園や保育園等の定期的な教育・保育において、保育短時間の前後の時間に延長して保育を行う場合や、保育標準時間の後の時間に延長して保育を行う事業です。

### ◇ 今後の方向性

通常の保育時間では対応できない保護者の保育ニーズに引き続き応えることで、保護者の就労等の社会的活動と子育ての両立を継続して支援します。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	467人	443人	423人	402人	392人
提供量 (②)	467人	443人	423人	402人	392人
差引 (②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)が、家庭に代わって、授業が終了した放課後、土曜日や長期休暇中に小学校の余裕教室等で過ごすことができるようにする事業です。

### ◇ 今後の方向性

人口減少、少子化に伴い対象児童数は減少していますが、三世代家族の世帯数が減少していることや、共働き世帯が多くなっていることなどから、令和7年度における放課後児童クラブのニーズ量は、その提供量を上回っている状況となっています。

また、校區別に令和7年度の状況をみると、ニーズ量の見込みが提供量を上回っているクラブが、市内中心部に設置しているところを中心に、過半数となっており、利用を希望する児童が放課後児童クラブを利用することができるよう、利用調整を図るとともに、早急に待機児童対策を進めます。

なお、クラブの運営は、これまで保護者主体の運営委員会により行われており、クラブの会計事務等、様々な業務が大きな負担となっていました。このようなことから、令和6年度より保護者の負担軽減を図るため、運営主体の抜本的な見直しを進めており、すべてのクラブの運営主体は、令和8年度から一元化することとしております。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【全市域】

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	817人	875人	916人	894人	834人
提供量(②)	796人	920人	1,055人	1,055人	1,055人
差引(②—①)	▲21人	45人	139人	161人	221人

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【咸宜小学校区】

咸宜小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	126人	137人	131人	120人	114人
提供量(②)	111人	111人	131人	131人	131人
差引(②—①)	▲15人	▲26人	0人	11人	17人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【桂林小学校区】

桂 林 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	67人	59人	57人	54人	46人
提供量(②)	48人	73人	73人	73人	73人
差引(②—①)	▲19人	14人	16人	19人	27人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【日隈小学校区】

日 隈 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	73人	99人	96人	97人	90人
提供量(②)	61人	85人	100人	100人	100人
差引(②—①)	▲12人	▲14人	4人	3人	10人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【若宮小学校区】

若 宮 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	37人	26人	39人	38人	37人
提供量(②)	34人	34人	44人	44人	44人
差引(②—①)	▲3人	8人	5人	6人	7人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【三芳小学校区】

三 芳 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	74人	74人	81人	83人	83人
提供量(②)	48人	48人	83人	83人	83人
差引(②—①)	▲26人	▲26人	2人	0人	0人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【高瀬小学校区】

高 瀬 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	45人	38人	37人	44人	41人
提供量(②)	44人	44人	44人	44人	44人
差引(②—①)	▲1人	6人	7人	0人	3人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【光岡小学校区】

光 岡 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	110人	150人	158人	162人	156人
提供量(②)	103人	133人	163人	163人	163人
差引(②—①)	▲7人	▲17人	5人	1人	7人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【朝日小学校区】

朝 日 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	25人	25人	26人	27人	21人
提供量(②)	36人	36人	36人	36人	36人
差引(②—①)	11人	11人	10人	9人	15人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【三和小学校区】

三 和 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	81人	72人	81人	80人	75人
提供量(②)	60人	60人	85人	85人	85人
差引(②—①)	▲21人	▲12人	5人	5人	10人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【有田小学校区】

有田小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	54人	64人	72人	67人	63人
提供量(②)	43人	73人	73人	73人	73人
差引(②—①)	▲11人	9人	1人	6人	10人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【小野小学校区】

小野小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	12人	5人	8人	7人	4人
提供量(②)	10人	10人	10人	10人	10人
差引(②—①)	▲2人	5人	2人	3人	6人

※放課後児童クラブの未設置校区。

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【大明小学校区】

大明小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	24人	26人	26人	22人	20人
提供量(②)	32人	32人	32人	32人	32人
差引(②—①)	8人	6人	6人	10人	12人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【石井小学校区】

石井小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	32人	26人	31人	23人	20人
提供量(②)	20人	35人	35人	35人	35人
差引(②—①)	▲12人	9人	4人	12人	15人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【前津江小学校区】

前津江小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	4人	9人	6人	6人	5人
提供量(②)	30人	30人	30人	30人	30人
差引(②—①)	26人	21人	24人	24人	25人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【津江小学校区】

津江小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	8人	10人	10人	10人	10人
提供量(②)	27人	27人	27人	27人	27人
差引(②—①)	19人	17人	17人	17人	17人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【大山小学校区】

大山小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	21人	24人	28人	25人	23人
提供量(②)	35人	35人	35人	35人	35人
差引(②—①)	14人	11人	7人	10人	12人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【東溪小学校区】

東溪小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	17人	20人	19人	18人	18人
提供量(②)	22人	22人	22人	22人	22人
差引(②—①)	5人	2人	3人	4人	4人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【いつま小学校区】

いつま小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	7人	11人	10人	11人	8人
提供量(②)	32人	32人	32人	32人	32人
差引(②—①)	25人	21人	22人	21人	24人

\*ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

※ ニーズ量の見込(①)の中には、単日利用者(※1)が含まれていることから、差引(②—①)が▲のクラブでも、利用調整を行うことで、待機児童は発生しないように対応します。また、提供量(②)の増があるクラブであっても、実際のクラブ利用の申請数によって対応を検討することとします。

(※1)単日利用者とは、毎日クラブを利用せず、必要な日のみの利用をするものです。

## 子育て短期支援事業(施設入所委託事業)

保護者の病気、出産その他の理由で、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において子どもを一定期間(原則として7日以内)預かり養育する事業です。

### ◇ 今後の方向性

引き続き事業の周知に努め、利用ニーズに応じた支援を実施します。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	216 人日	205 人日	196 人日	186 人日	182 人日
提供量 (②)	216 人日	205 人日	196 人日	186 人日	182 人日
差引 (②—①)	0 人日				

\*「人日」=「人数」×「日数」のことをいいます。

## 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言・援助活動を行う事業です。

### ◇ 今後の方向性

保健師が実際に訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境を早期に把握することで、支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携した早期の対応が可能となるため、今後も継続した事業の実施が必要です。市の保健師のほか、訪問事業を在宅保健師に委託することで、ニーズ量の見込みに対する訪問・支援体制の確保を図ります。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	318 人	304 人	295 人	286 人	278 人
確保内容	◆実施体制:日田市保健師及び在宅保健師 ◆実施機関:日田市 ◆委託団体等:在宅保健師				

## 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により、妊娠・出産や子育てについて不安や困りがあるなど、養育に関する支援が必要な家庭を把握・訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### ◇ 今後の方向性

現状に引き続き、乳児家庭全戸訪問事業と連携しつつ実施することで養育支援の必要な家庭の把握に努めるとともに、関係機関と協力し、適切な時期に訪問することにより虐待予防や養育力の向上につなげます。

必要に応じて当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

## 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター、チャイルドプラザ)

公共施設、認定こども園、保育園、地域子育て支援センター等の地域の身近な場所に、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育てに対する不安や悩み等を相談できる場を提供することにより、子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。

### ◇ 今後の方向性

引き続き、子育てに関する情報を提供し、相談や助言、援助活動を行います。また、親子で過ごす場を提供するとともに、親同士の交流や仲間づくりをサポートし、安心して子育てができる環境の充実に努めます。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (延べ利用者数)	11,262 人日	11,040 人日	10,644 人日	10,272 人日	9,969 人日
実施箇所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

\*「人日」＝「人数」×「日数」のことをいいます。

## 一時預かり事業

幼稚園型	認定こども園に通園するI号認定の児童を対象とし、教育標準時間終了後、家庭での保育が困難となる場合に、通園している認定こども園において一時的に預かる事業です。
一般型	認定こども園や保育園等に通園していない児童を対象とし、家庭での保育が一時的に困難となる児童を認定こども園や保育園等において一時的に預かる事業です。

### ◇ 今後の方向性

保護者の就労形態の多様化等により、利用ニーズは高まっているため、ニーズ量に見合った提供量を確保しつつ、利用手続の簡素化や預かり時間の延長を検討するなど、内容の充実に努めます。

### (ア) 一時預かり事業(幼稚園型)

#### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①) (延べ利用者数)	85,388人	78,745人	74,640人	69,938人	68,520人
提供量(②)	85,388人	78,745人	74,640人	69,938人	68,520人
差引(②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

### (イ) 一時預かり事業(一般型)

#### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①) (延べ利用者数)	2,075人	1,969人	1,881人	1,788人	1,744人
提供量(②)	2,075人	1,969人	1,881人	1,788人	1,744人
差引(②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

## 病児保育事業

病気又は病気の回復期にあって、認定こども園や保育園、小学校等で集団生活が困難な児童が、保護者の就労等により、家庭で保育が困難となる場合に、専用施設において一時的に預かる事業です。

### ◇ 今後の方向性

病児保育の利用ニーズは増加傾向にあるため、今後も継続した実施が必要です。また、病気の回復期に利用する病後児保育については、令和7年度限りで廃止予定です。今後は、病児保育事業で病後児も含め対応していきます。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①) (延べ利用者数)	290人	275人	263人	250人	244人
提供量(②)	290人	275人	263人	250人	244人
差引(②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

## 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

就学前児童や就学児童等を、子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する人(まかせて会員)との相互に助け合う有償による事業です。

### ◇ 今後の方向性

平成30年度に実施要綱が改正され、預かり場所の対象が拡大されました。本事業は一時預かりだけでなく、保育施設等への送迎など幅広い分野における子育て支援を行うものであることから、子育て世帯の負担軽減のため、事業実施を継続しつつ、制度の普及に努めます。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①) (延べ利用者数)	15人	14人	13人	13人	12人
提供量(②)	15人	14人	13人	13人	12人
差引(②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

## 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）

妊娠中の健康状態の確認・異常の早期発見を行い、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する事業です。

### ◇ 今後の方向性

妊婦健康診査の経済的負担を軽減することで、適切な時期の受診を促し、異常の早期発見や母子の健康の保持増進に寄与するため、今後も事業を継続する必要があります。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	275人 健診回数 (3,580回)	257人 健診回数 (3,347回)	241人 健診回数 (3,130回)	225人 健診回数 (2,926回)	210人 健診回数 (2,736回)
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実施場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大分県医師会に加入している医療機関</li> <li>・ 大分大学医学部附属病院</li> <li>・ 福岡県、熊本県の医療機関の一部</li> <li>・ その他委託していない医療機関受診分については償還払い</li> </ul> </li> <li>◆ 実施体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各医療機関の体制による</li> </ul> </li> <li>◆ 検査項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠一般健康診査（体重・尿検査・血圧）</li> <li>・ 血液検査</li> <li>・ クラミジア検査</li> <li>・ B群溶血性レンサ球菌</li> <li>・ 子宮頸がん検査</li> <li>・ 超音波検査</li> </ul> </li> <li>◆ 実施時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠初期～23週：4週間に1回</li> <li>・ 妊娠24週～35週：2週間に1回</li> <li>・ 妊娠36週～出産：1週間に1回</li> </ul> </li> </ul>				

\*ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育の必要性の認定を受けた子どもの保護者が、認定こども園や保育園、地域型保育事業で支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用その他類する費用として市が定めるものの全部又は一部を助成する事業です。

### ◇ 今後の方向性

今後も低所得者世帯の負担軽減のために事業実施を継続します。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	2人	2人	2人	2人	2人
提供量 (②)	2人	2人	2人	2人	2人
差引 (②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

\* ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

現段階において本事業の実施予定はありませんが、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充を進める上で、新規事業者の参入等が必要な場合には、事業の導入について検討します。

## 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が家庭を訪問し、家事や子育てに対する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどを支援する事業です。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	96回	96回	96回	96回	96回
提供量 (②)	96回	96回	96回	96回	96回
差引 (②—①)	0回	0回	0回	0回	0回

\*ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童に対して、安心して過ごせる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、体験活動、食事の提供などを行う事業です。

本市では令和8年度から事業を実施する予定です。

## 妊婦等包括相談支援事業（妊婦のための支援給付交付金事業）

妊娠期から出産・子育てまでの間、妊婦やその家族が安心して過ごせるように支援するための取組であり、地方自治体が中心となり、以下のような支援を提供します。

伴走型相談支援：妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の3回の面談を通じて、妊婦やその家族に必要な情報提供や相談支援を行います。

経済的支援：妊娠届出時と出生届出時に、それぞれ5万円相当の経済的支援を提供します。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	妊娠届出時	275人	257人	241人	225人	210人
	出生届出時	275人	257人	241人	225人	210人
提供量(②)	妊娠届出時	275人	257人	241人	225人	210人
	出生届出時	275人	257人	241人	225人	210人
差引(②—①)		0人	0人	0人	0人	0人

\*ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 産後ケア事業

出産後の母親と赤ちゃんの健康と幸福を支えるための重要な取り組みで、出産後の女性が心身ともに健康を保ち、安心して子育てができるように支援する事業です。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	67回	67回	67回	67回	67回
提供量 (②)	67回	67回	67回	67回	67回
差引 (②-①)	0回	0回	0回	0回	0回

\*ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労要件を問わず、満3歳未満(0歳児は6か月以上)の未就園児が教育・保育施設等を月10時間までの利用可能枠内で利用できる事業で、全ての子育て家庭に対して、子どもの良質な成育環境を整備し、家庭とは異なる経験や同世代の子どもたちと触れ合う機会を提供することを目的としています。令和8年4月1日から新たな給付制度として実施します。

### ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	—	11人	11人	10人	10人
提供量 (②)	—	11人	11人	11人	11人
差引 (②-①)	—	0人	0人	1人	1人

\*ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

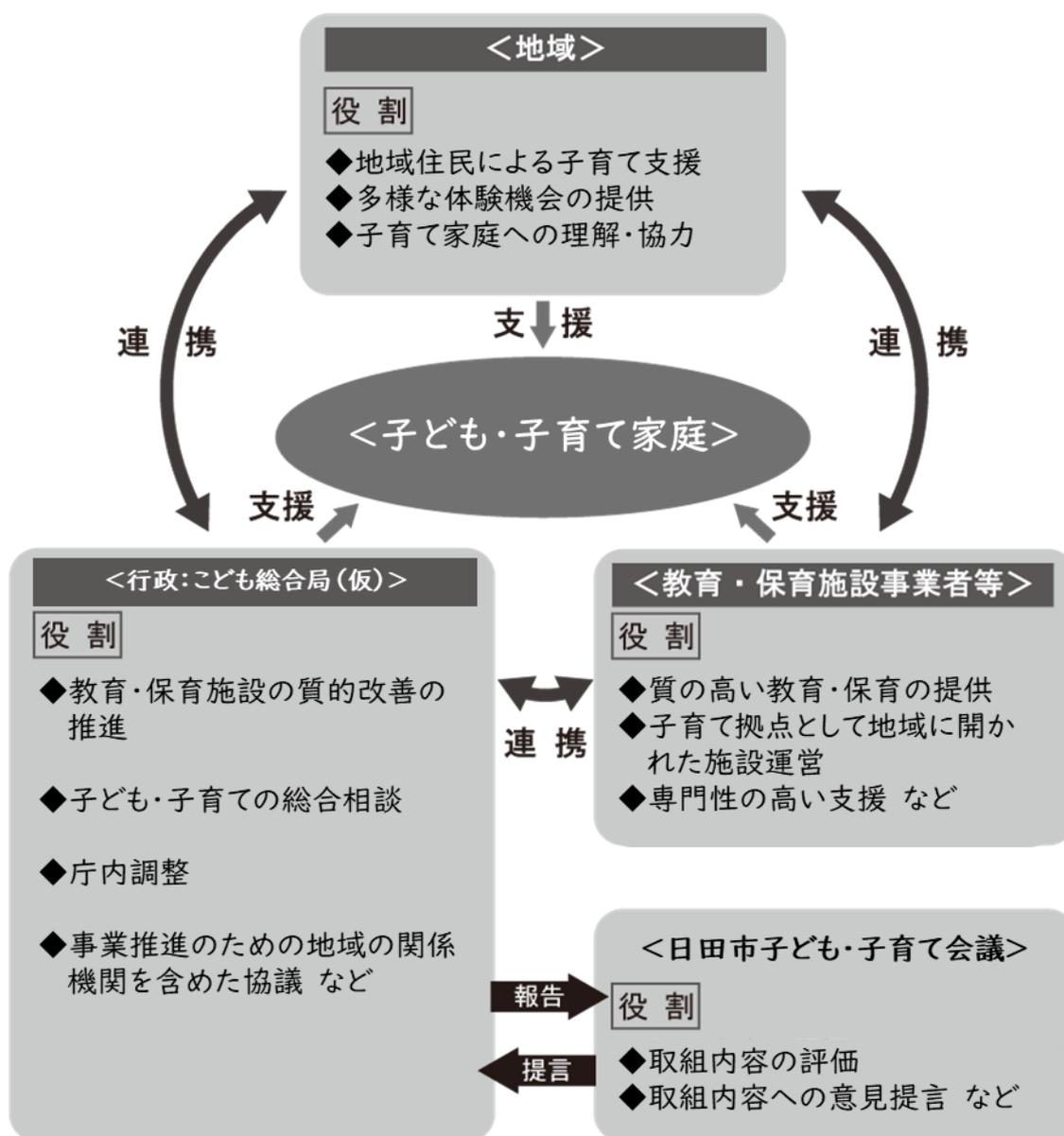
# 第7章 計画の推進体制

## 1. 関係機関との連携

日田市では、本計画の円滑な実施に向けて、こども総合局（仮）が中心となり、施策・事業の総合的かつ計画的な取組を進めます。

また、「日田市子ども・子育て会議」では、毎年、専門的な見地より計画の達成・進捗状況等の点検・評価を行い、適宜、計画の見直し等の中で日田市に提言していきます。

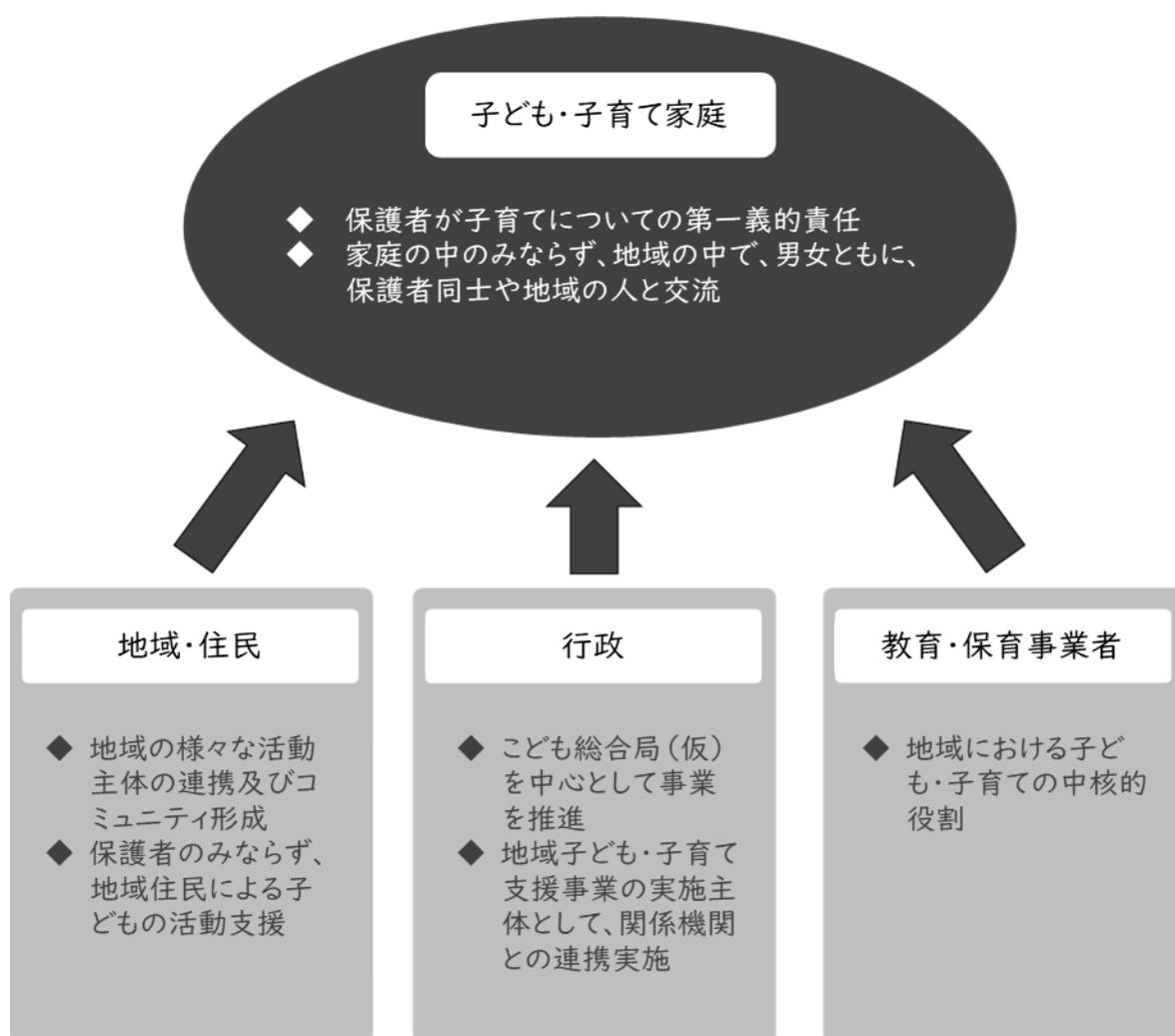
さらに、県や教育・保育施設事業者等に対しても、連携や協力体制の構築等を図り、子ども及び子育て家庭を中心に据えた総合的施策の展開を図ります。



## 2. 家庭・地域・事業者・行政の役割

すべての子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ちあうことができるとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、家庭における子育ての負担、不安及び孤立感を和らげることを通じて、喜びを感じながら子育てができるようにするためには、家庭・地域・事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体で子育てを進めていく必要があります。

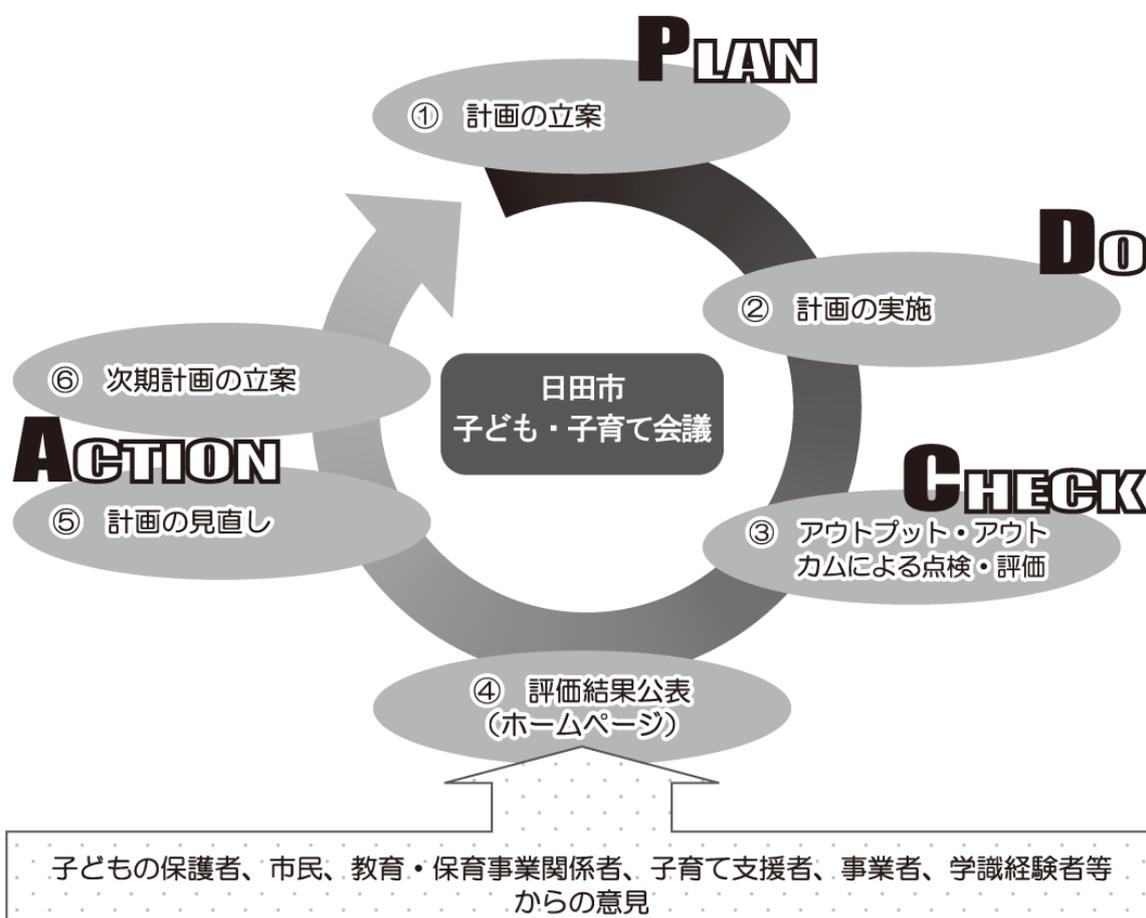
本計画では、子どもの笑顔と健やかな成長という理念を共有しながら、地域における様々な資源と連携・協力した取組を推進するとともに、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図ります。



### 3. 計画の達成状況の点検・評価

本計画をより実効性のあるものとするため、毎年度、進捗状況を把握するとともに、子どもの保護者や教育・保育事業関係者、学識経験者など、子ども・子育てにかかわる幅広い主体が参画する「日田市子ども・子育て会議」において報告を行い、実施事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価を受け、その結果を公表しながら、利用者の視点に立った施策の改善等につなげます。

また、本計画により設定したニーズ量の見込みと実態とがかけ離れている状況となった場合には、適切な基盤整備を図る必要があるため、本計画期間の中間年（令和9年度）を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行うほか、より市民ニーズに即した施策の展開が図られるよう、実際の利用実態を踏まえ、必要に応じて、提供体制の確保の内容についても見直しを行っていきます。



## 第8章 資料編

### 1. 日田市子ども・子育て会議条例

#### 日田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 26 日

条例第 33 号

#### (設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)

第 72 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づき、日田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 家庭的保育事業等(児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。)及び乳児等通園支援事業(同法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の認可の際に意見を述べること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

#### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会について準用する。

(委員以外の者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後最初に招集される子ども・子育て会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第167号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 27 年3月 24 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 日田市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)第6条の規定による改正後の児童福祉法第 34 条の 15 第4項の規定による児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見聴取について、この条例による改正後の日田市子ども・子育て会議条例の規定の例により、これを行うことができる。

附 則(令和5年3月 25 日条例第 14 号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月19日条例第 36 号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 2.日田市子ども・子育て会議員名簿

### 日田市子ども・子育て会議委員(第6期)

	氏名(敬称略・50音順)	所属・役職等	備考
1	池永 大信	日田市地域子育て支援センター代表	
2	川述 珠里	日田市連合育友会代表	
3	古屋 康博	社会福祉法人清浄園	
4	坂本 竜一	日田市放課後児童クラブ連絡協議会代表	
5	新川 貴子	一般公募委員	
6	末廣 智子	一般公募委員	
7	銭花 志信	宮原レディースクリニック	
8	高山 耕	日田市民間保育連盟代表	
9	武内 和朋	日田市幼稚園連合会代表	
10	武原 勇一郎	日田市民生委員児童委員協議会代表	R7.12~
	野田 由美子		
11	中塚 能馬	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	副会長
12	日隈 芳郎	日田市小学校校長会代表	
13	平川 好美	日田商工会議所代表	
14	平島 由貴	日田市公民館運営事業団代表	
15	前田 明	大分大学名誉教授	会長
16	溝口 真美	障害者指定一般相談支援事業所	

(任期:令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

第3期 日田市子ども・子育て支援事業計画  
～ 第3期“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン ～

発行年月：令和8年 月

発 行：日田市

編 集：日田市福祉保健部こども未来課

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL0973-22-8317

<http://www.city.hita.oita.jp/>

E-mail [kodomo@city.hita.lg.jp](mailto:kodomo@city.hita.lg.jp)